

近世後期における芝居町絵図の変遷と資料的活用について

西田亜未

Changes in Illustrations of *Shibamachi* in the Latter Part of the Early Modern Period and Their Utility as Historical Documents

NISHIDA Ami

はじめに

- ① 天保改革下の芝居統制と先行研究
- ② 猿若町以前の芝居町絵図と役者の住居
- ③ 猿若町移転と町の絵図
- ④ 猿若町を構成する人々と芝居興行
おわりに

【論文要旨】

本稿は、芝居町の絵図を比較検討することで、まとまった文書が得られにくい茶屋や役者の居宅、芝居関係者に関する情報を集積し、絵図の資料的活用を図るものである。

弘化三年に刊行された「人呼子鳥若三町」は、天保改革の芝居統制の一環として猿若町へ移転させられた芝居町の絵図が、同じく厳しい統制下にあった錦絵という形で出版された点で、大きな反響を呼び、以降断続的ではあるが追随作品が出された。本稿二節では猿若町に先行する芝居町の絵図として、文化から天保にかけて小本の形で出された劇書のシリーズを紹介し、猿若町絵図に踏襲された特徴をまとめた。

つづく三節では、猿若町移転および絵図に関する記事を時系列で並べて整理し、天保から文久までの絵図の特徴と、絵図刊行の意味合いの変遷を追った。

三節の整理を通じて得られた情報の活用を試みたのが四節で、まず「懐溜諸層」に貼りこまれた町内の商店や茶屋の一枚摺に情報を付加し、その生業の具象化を図っ

た。つぎに絵図の比較検討の過程で得られた情報を織り交ぜながら、芝居町特有の存在である芝居茶屋や座元、出方といった芸能者以外の芝居関係者が劇場経営にどのように関わっていたのかを、中村座の例をもって示し、こうした事例の蓄積から、化政期と同じ状況にあった移転後の劇場経営について具体的に述べた。

本稿の成果は、猿若町移転やその影響について述べた数多くの先行研究において、補助資料とばかりとらえられてきた絵図を断続的ながらも年代順に追って印刷物の一ジャンルとして整理し、位置付けを図ったことにある。また、その過程で得られた情報を、文書や一枚摺といった資料と照合することで、芝居町に関わる多様な人々や彼らが担った職分を明らかにしたことも成果といえる。

【キーワード】 芝居町、絵図、出版物

はじめに

天保改革において芸能とりわけ芝居興行に関しては、華美な衣装の禁止や高額な給金の是正などをはじめ厳しい統制がなされ、市中の狂言座・操座および芸能者の猿若町移転は、関係者のみならず世間に大きな衝撃を与えた。出版分野においては錦絵の価格や画題、色の摺数など細かい規制が設けられた。芝居と縁の深い役者絵は特に厳しく、最大の特徴であった似顔が天保一三年（一八四二）六月に禁じられ、番付の類を除き、あらゆる商品への役者の名前や紋の書入れも禁じられた。天保改革を推し進めてきた老中水野の失脚後、他の政策と同様に出版統制にも緩みが出てくるが、絵師や版元たちは、役者絵の出版には神経を使ったように復活には時間を要した。

いわば様子見の状態が続いていた弘化三年（一八四六）正月に、役者の居室を名前入りで記した猿若町の絵図「人呼子鳥若三町」が刊行され、四月には関係者の処遇を問う一件が「市中取締類集」に収められている。よく知られている一件だが、概要を記しておく。表向きは年賀用の非売品を装って出された「人呼子鳥若三町」を、実際には販売していた各で、制作に関わった絵師の溪斎英泉と戯作者の花笠文京を、さらに、この絵図を勝手に重版し、売買しようとした古本糶売の者たち、そして狂歌を削って別摺を作成した版元の処罰を町年寄が市中取締掛に何うものである。市中取締掛は風俗に関わるほどではないとしながらも、改を受けずに販売したことに対し、町年寄の処罰通りで良いとしており、その判断に画題に対する出版統制の緩みを感じられる。

「人呼子鳥若三町」は、「役者共名前住所等巨細ニ書顯彩色入ニ摺立」たもので絵の特徴から「懷溜諸屑」にも貼りこまれている【図1】「呼子鳥和歌三町全図」(以下、「呼子鳥」)だとされており、本稿でも同様

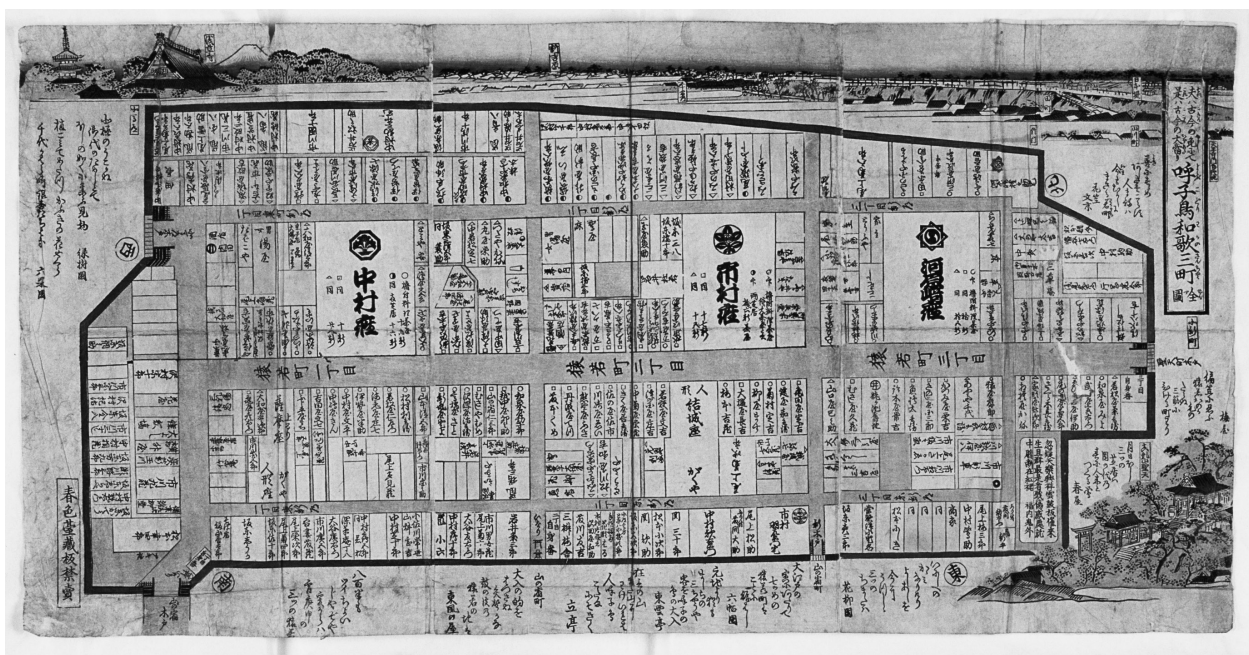


図1 「懷溜諸屑」所収の「呼子鳥和歌三町全図」(国立歴史民俗博物館蔵 6-38)

に取り扱う。「市中取締類集」に収められたこともあって「呼子鳥」は、頻繁に取り上げられる資料だが、芝居町や芸能者の動向は市中の人々の関心の的であり、断続的ながらも「呼子鳥」刊行の前後に類似の絵図が出されている。猿若町に関する先行研究は数多あるが、これらの絵図は文書資料を補足する参考資料として扱われることが多く、絵図を中心に据えた報告は未見である。そこで本稿では、芝居町の景観や風景を描いた名所絵ではなく、「呼子鳥」のように茶屋名や役者の住居を書き入れて地図の機能も兼ね備えた「絵図」に限定した上で、ひとまず時系列に並べて変遷を追い、印刷物としての位置付けを図る。

次いで、「懷溜諸屑」に貼り込まれた一枚摺と絵図、文書資料を照合し、町内の商店や芸能者ではない芝居関係者の生業を探る手段として、絵図資料の活用を試みる。

① 天保改革下の芝居統制と先行研究

天保改革下の芝居統制に関する研究は多岐にわたるが、いずれも守屋毅氏の一連の業績を基盤としている。近世の特徴として芸能の「商品化」を提言した守屋氏は、芝居統制の引き金を化政期の芝居興行に見出している。劇場の内側では、負債により権威を失墜させた座元と、相対的に発言権を強めた役者、および興行に介入する金主の登場が従来通りの興行を阻み、劇場側は、役者への給金を捻出するために観劇料の値上げを繰り返して客離れに悩まされた。劇場の外側でも、三座より安価な宮地芝居が三座を脅かすほどの人気を得るといふ悪循環にあったことを指摘する。そのうえで、天保改革での諸政策の意図を、役者の権限縮小と座元を介した支配体制の再構築に求めている⁽³⁾。

政治史では、天保一二年（一八四一）の火事を契機として芝居所替を掲げた老中水野に対し、芝居町や近辺に住まう人々の生活保持を優先す

べきとした町奉行遠山の攻防を、藤田寛氏がつぶさに分析している。旗色の悪いなか強行された芝居地移転について、上層町人の娯楽であった大芝居は厳しい統制下に置かれ、中下層の町人でも楽しめた宮地芝居は全面禁止となり、芝居興行で生計を立ててきた町々に打撃を与えたと結論付けている⁽⁴⁾。

猿若町の成立という点では、市川寛明氏が移転決定後の経過を丹念に追い、芸能者を「一卜構」にできる空間を求める幕府の政策に、寛政以来の一貫性を見出している⁽⁵⁾。

こうした行政面での研究に加え、実際に移転を強制された芸能関係者側の研究もなされており、吉田伸之氏は、内部の社会構造について経営、興行、芝居小屋の三局面に分けた上で、河原崎座移転を例に、地主や座主といった上層部から最下層に位置する出方の者たちまで身分ごとに得られた恩恵や不利益に着目し、配当金の格差なども含め狂言座内の身分格差が露呈したことを指摘している⁽⁶⁾。

また、移転後の芝居興行については、市中から離れ、集客できる役者が限られるなか、給金以外の名目で役者を厚遇する、という実質的には化政期同様の状態に陥っていたことを今岡謙太郎氏が記している⁽⁷⁾。三座と同じく移転を余儀なくされた操座は、移転以前より市中の寄席人気に押され苦境にあったが、立地の悪さがさらなる悪化を招いた。神田由築氏は、この時期の操座と寄席の対立、操座に携わる芸能者同士や操座関係者同士の利害の不一致を明らかにしている⁽⁸⁾。猿若町移転とその直後の興行について、主要なものだけでもこれだけ多数の先行研究があり、芝居統制とも関係の深い同時期の浮世絵出版については、膨大な改印（検閲印）の調査に基づき検閲体制を明らかにした岩切友里子氏の研究⁽⁹⁾や、大量生産される出版物という観点から浮世絵に関する版元や市井の動向を整理し、浮世絵の需要と消費の形を明らかにした大久保純一氏の研究⁽¹⁰⁾がある。

これらの先学に学びつつ、本稿では芝居町絵図を整理して出版の背景を探り、芸能の「商品化」により商品となった絵図の位置付けを図る。ついで、絵図整理の過程で得られた瑣末な情報を積み重ね、断片的ながら芝居町に関わる人々の様相を描いてみたい。

② 猿若町以前の芝居町絵図と役者の住居

天保改革以前、寛政頃より役者には芝居町近辺への集住が申し渡されたが、徹底されることはなく、役者の居住地名は毎年出された一枚刷りの見立評判記にも記載されるほどであった。改革にて集住が強制された結果、「呼子鳥」のような一枚絵にて芝居町絵図と役者居住地がまとめられたが、それ以前の劇書に同様の情報は掲載されているので、ここでは絵図の踏襲という視点からその変遷を概観したい。

分業からなる芝居興行には、情報共有のために記録が必須となり、この記録や情報が商品化され多様な芝居関係の出版物を生み出した。赤間亮氏はこれらの出版物を演劇書と総括した上で、劇場側が観客に向けて作成する番付や正本のような上演出版物に対し、劇場外部が、劇場と観客をつなぐことを目的に制作した役者評判記のような出版物を劇書と定義している⁽¹¹⁾。立川洋氏は、京の八文字屋本を中心としてきた劇書の世界において、『明和伎鑑』(明和六年・一七六九刊)を江戸の書肆が出した劇書の嚆矢と位置付けた。江戸三座に限定し、役者から芝居関係者の名前や居宅を記した内容、および小本一冊という形態が吉原の案内書でもあった洒落本に通じる点にも意義を見出している⁽¹²⁾。また、服部幸雄氏は同書に基づいて劇場内部の再構築を試み、神田氏は、同書および後続の『劇場一覽』や『増補劇場一覽』は、芝居町にかかわる諸職人や商人の営みを記している点で、芸能自体にとどまらない芸能の「商品化」を示すとしており、劇書には書誌学、歴史学双方からのアプローチが見られる⁽¹³⁾。

このあと江戸書肆による劇書として、寛政十一年(一七九九)に式亭三馬作『俳優細見記』が出されるが、出版物として定着するのは、文化から天保にかけて山口屋藤兵衛と森屋治兵衛の相版で出された三部作『芝居細見三葉草』、『芝居役者細見』、『芝居細見三葉草』(天保版)⁽¹⁶⁾の刊行をもってとされる⁽¹⁶⁾。この三部作はそれぞれに趣向を凝らしながらも、芝居町絵図と役者の評判記を軸に展開したもので、本稿では便宜上「芝居細見」と総称し、芝居町絵図の先例として見ていく⁽¹⁷⁾。

初作は、立川馬馬による文化一四年(一八一七)刊『芝居細見三葉草』と翌一五年(一八一八)刊『三階松』⁽¹⁹⁾で、『明和伎鑑』以来の吉原細見を模した芝居の案内書だが、序文には地方客の需要に因應するという名目に加えられており、次丁より芝居茶屋の並びが記される。二作の絵図は通りを中心に据えた【図2】のような茶屋の家並みで、吉原細見の書式に当て込んだ役者の個人評が続き、この欄には芸評を主としながら

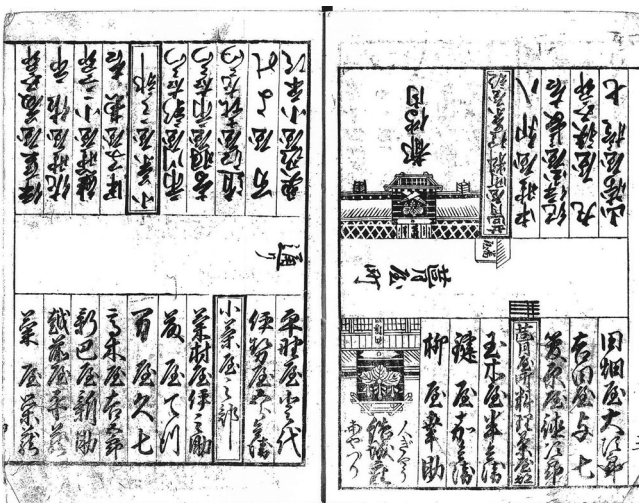


図2 『三階松』(東京大学国文学研究室蔵 近世 22.3.62)

も俳名、屋号、居宅まで記されている。そして『芝居細見三葉草』跋文の「家并表裏の替名前文字之相違多く、書落し等茂有之候半、右様之儀は板元江御知らせ被下候ハは早速彫刻致直し可申（読点は筆者による。以下同）」ということわり書きは、後続の芝居細見や猿若町絵図にも踏襲されていく。

焉馬は文政五年（一八二二）に没し、七代目市川团十郎らの代作を務めた戯作者五柳亭徳升が小本一冊の『三芝居役者細見』をもって跡を継いでいる。文政九年（一八二六）版の跋文には「右芝居細見の儀は、遠国他郷の芝居お好み方御読の便理にとて、先に立川焉馬翁たんせいをぬきんでて巨細にあらはし大におこなはれしより、ふたとせあまり叢板なせしに彼翁世を去られしより続編をむなしうせり、然りといへ共尚遠国より今におゐてたづね求め給ふにより、此度悉相改画入にいたし芸評をしるし差出し申候得共、名前又ハ文字の違ひ書落等も御座候ハ、早速版元江御しらせ可被下候、彫刻致しかへ可申候（略）」とあり刊行の経緯が知れる。すなわち詳細な情報をもって人気を博した芝居細見が、焉馬の没後途絶えていたところ、今でも地方客に需要があるので再調査の上挿絵つきで出版するというもので、誤植のことわり書きが続く。焉馬および徳升が地方客に言及するのは、茶屋が当時唯一の予約手段だったため⁽²¹⁾、一説に顧客の三、四割が茶屋を利用したとされることから、絵図には一定の需要が見込めた⁽²²⁾。

構成は先例に同じだが、【図2】に見られた茶屋の並びは見取図【図3】に変更されている。このシリーズより歌川国貞の挿絵が登場するため、茶屋の絵図に割く丁数を減らす目的だろうが、結果的に位置関係の分かる実用的な図になっており、後続の芝居町絵図でも踏襲されている。見取図の後には役者の個人評が続き、人気役者に限って居宅と似顔そして子の絵も加えられていく。この『三芝居役者細見』は文政九年から一一年（一八二八）まで三年分が確認でき、役者の芸評と茶屋の絵図

は毎年更新されている。

この後、天保三年（一八三二）には二代立川焉馬撰、歌川国貞画『芝居細見三葉草』⁽²³⁾（天保版）が出され、同名で天保四年（一八三三）、五年（一八三四）、七年（一八三六）分が確認できる。先行する二シリーズが小本一冊だったのに対し、天保版は各座小本一冊の全三冊、年によって六冊からなる。芝居町絵図は踏襲されるもことわりの文言はなく、文政期に比して舞台姿の挿絵と芸表欄により多くの丁を割いている。

以上、芝居町絵図と役者住居を記載したものとして、文化から天保にかけて出された芝居細見を概観した。猿若町絵図への影響を念頭にその特徴を記すと、『俳優細見記』以来、吉原細見の書式に倣っていた各町の絵図は、文政の『三芝居役者細見』にて見取図として見開きに収められた。その背景には、国貞の挿絵に丁数を割くという別の事情があったと思われるが、利便性の良さからか以後この見取図が踏襲されていく。

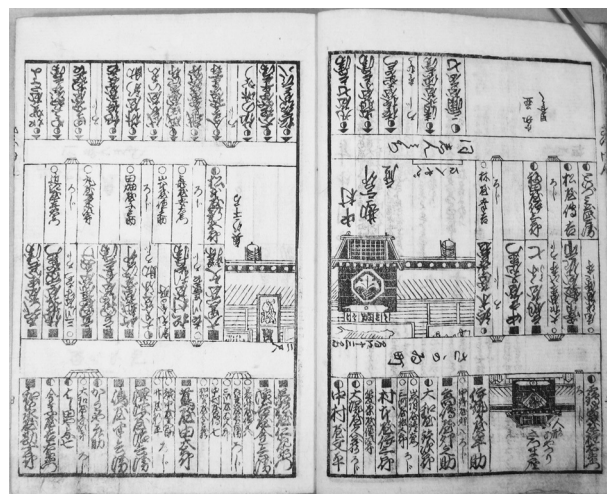


図3 『三芝居役者細見』（国文学研究資料館蔵 ヤ8-319）

また、『明和伎鑑』の後、本の体裁では表立って取り上げられなかった役者の居住地は個人評の欄に記載され、特に文政期には、『正本製』や『俳優素顔夏の富士』といった役者の別宅を主題とした版本、浮世絵が集中して出されており、芸から離れた役者の私的な部分に対する高い需要がうかがえる。

制作陣に着目すると焉馬、徳升、二代焉馬そして役者の別荘図を独占していた国貞という、役者と懇意で芝居に精通した戯作者、絵師が並ぶ。彼らによる茶屋絵図の更新、役者の私的な情報の掲載は商品価値を高めると同時に、芝居の手引書という劇書の性質および読者層の要望を反映してもいる。残念ながら、次節にて取り上げる猿若町絵図の制作に彼らが直接関わった形跡はなく、芝居細見の版元である山口屋や森屋が版行した例も今のところ見られないため、芝居細見と猿若町絵図の間に直接のつながりは見出せていない。しかし、芝居町絵図の定型と捉えられていたことは、合印や誤植のことで書きおよび『三芝居役者細見』以来の見取図が、この後猿若町絵図に引き継がれていくことから指摘できる。小本の形態で出された芝居細見と一枚絵に多い猿若町絵図とでは、直接比較し難い点もあるが、芝居町の絵図としての関連は無視できないため、必要に応じて取り上げていく。

③猿若町移転と町の絵図

本節では、多分の見落としがあることをことわった上で、筆者が確認できた猿若町の絵図やその刊行記録を順に見てみたい。

天保一二年一二月に堺町、葺屋町の芝居小屋が類焼し、小屋の再建を願う中村座、市村座に老中水野が芝居町移転を下達した。その翌月には移転先が小出伊勢守の屋敷跡地と明かされ、翌一三年二月八日に中村、市村両座へ土地が下げ渡された。市中の反応は早く二月一日頃に、こ

く簡素な絵図を制作販売し、二三日には処罰された事例が、「猿若町芝居の由来」⁽²⁴⁾に収められている。史料によると、湯島三組町の文蔵が芝居町の移転先の絵図を自作して半紙二枚に刷り、これを浅草福井町壹丁目の伝七と本郷春木町式丁目の藤兵衛に売り渡し三人で売り歩いたところ、時事出版を禁ずる町触に背くとして、文蔵には五貫文、伝七と藤兵衛にはそれぞれ三貫文の過料が科され、版木および売上も没収されている。一緒に綴じ込まれた絵図【図4】を見る限り、移転以前の芝居細見にある絵図を摸した枠に、「聖天横町」や「馬道」といった地名を加え、茶屋の軒数を刷っただけの粗雑なもので、屋号なども入っていない。にもかかわらず処罰対象となっており、厳しい取締姿勢がうかがえる。その二ヶ月後の四月中旬には、浅草聖天町の質面替屋常陸屋徳兵衛が「東都新開三芝居繁昌之絵図」を一枚五分で販売し、咎められた一件が同資料に収められている。

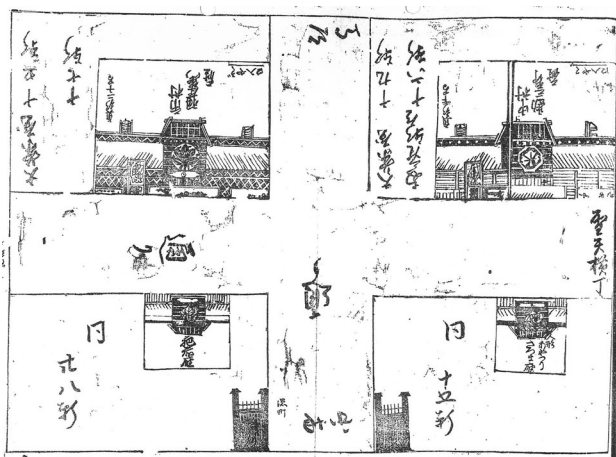


図4 「猿若町芝居の由来」(西尾市岩瀬文庫蔵 95-120)

【史料一】

五月、先月中旬頃今東都新開三芝居繁昌之絵図、浅草聖天町質商替屋常陸屋徳兵衛方ニ而壹枚を五分ツ、二内、ニ而数多売捌候よし、同三日右徳兵衛御呼出し御吟味ニなるよし、六月廿三日御答こふむる

浅草聖天町

家持 徳兵衛

其方儀、一枚絵板行は前々之町触相背、三芝居地所馬道之方へ被下候処、猿若町狂言座勘三郎今願出候旨同人今及承褒合、浅草聖天町伊兵衛店常太郎義暮方難義に付、右場所絵図面を出板可致と推量を以同人ニ為致画工、景色を添彩色を加へ彫刻いたし摺立候上、鈴木町名主源七へ売出方問合候処、可然とは難申差留、常太郎も不便ニ付、百三十枚買取可遣旨申、其上右懸り名主堺町五郎兵衛外三人之ものとも方へ文通認貫持参り候処、五郎兵衛ハ未夕治定も不致義ゆへ可相止旨申候へ共、摺立いたし候分一枚に付五分ツツニ売渡、剩吟味之節、宣申陳罷在候始末不埒ニ付、手鎖申付之

浅草聖天町

伊兵衛店 常太郎

下谷坂本町三丁目

忠兵衛店 伊八

同所山崎町壹丁目

佐助店 次郎吉

其方共之内、常太郎は画工いたし、褒合浅草聖天町家持徳兵衛今三芝居替地を絵図面ニ仕立売払候ハ、徳用可有之旨申候連、板行様は前々之町触相背、景色を添相認、伊八義は彫刻、次郎吉は摺立等いたし、銘々手間賃受取候段不埒ニ付、過料三貫文申付之

鈴木町名主源七

其方義、知人浅草聖天町家持徳兵衛持来候三芝居替地之絵図面ハ、町触相背彫刻いたし、知人同町伊兵衛(店^{脱カ})常太郎暮方取続之ため摺立候旨ニ而、徳兵衛推量を以仕立売捌方問合候ニ付、可然とは難申旨相答、左候へハ常太郎も不便ニ候連百三(十^{脱カ})枚買取遣、其上右懸り名主堺町五郎兵衛外三人方へ文通認遣候処、右五郎兵衛今差留候へ共、不相用売捌候仕義ニ相成候段、改懸之詮無之、右始末不埒ニ付、過料五貫文申付之

史料中、芝居替地について、内容は不確かながら中村座座元の勘三郎が何かしら願出たとあり、移転に関する動向を補足しておく、四月二八日には、「芝居替地」の名称が「猿若町」となり、堺町は一丁目、葺屋町が二丁目、木挽町は後日移転のうえ三丁目とする申渡がなされていることから、この地割に関係したものと考えられる。

読みにくい箇所もあるが、概要は、時事出版が禁じられている中、芝居替地について勘三郎より聞きつけた徳兵衛が、その絵図を知人で生活に困っていた常太郎に描かせた。彫り、摺りも終えて鈴木町名主の源七に販売できるか尋ねると、源七は、販売に難色を示しつつも常太郎を不憫がり、一三〇枚を買取った。その上で掛り名主の大塚五郎兵衛に伺いを出したところ、(地割の件は)未定のため販売差止めとされた。にもかかわらず、徳兵衛は一枚を五分で私的に売り捌いたため手鎖に処され、下絵、彫、摺をそれぞれ担当した常太郎、伊八、次郎吉には三貫文の過料が科された。源七には、絵草紙改掛の責務を果たさなかったとして五貫文の過料が科されている。

二月の読売に近い事例と異なり、ここでは、座元と話をする間柄にあった徳兵衛が、風評ではなく当事者からの情報をもとに「三芝居替地を絵

図面二仕立売払候ハ、徳用可有之」つまり芝居町の絵図が売れると考えると、刊行を図った点が注目される。

徳兵衛が絵図の販売を諮った鈴木町名主源七とは、和田源七のことで出版物の改掛である立場を暗に利用し、自家商品の仙女香の宣伝を、錦絵や版本挿絵に頻繁に登場させた人物として知られている。⁽²⁵⁾文化四年(一八〇七)から改掛を務め、古参の地位にあった源七は強い発言権を持っていたが、「藤岡屋日記」⁽²⁶⁾には天保一三年一〇月一〇日の記事として、「鈴木町名主和田源七、私に庇を取らせ候二付、糺之上押込、相濟候て隠居致し候、勤役五十四之年、年ハ七十余歳也」とあり長年に亘る汚職のためか罷免されている。本件において源七は、常太郎が不憫だとして一三〇枚の絵を買上げているが、日常的に版元が売り出したと思いう絵を検閲する立場にあつて、この絵図に商品価値を見出し、買い上げたあとに五郎兵衛に口利きを頼んだというのが実情ではなからうか。残念ながら件の絵は確認できておらず、天保一三年当時、一〇篇摺の錦絵一枚の相場が二四文程度であつたことを考えると、私的な売価でも五分という値段は法外な設定で、書き間違いかとも思われるが、売行きに対する徳兵衛の見込みは妥当だったといえる。

市中の関心を集めながら、焼け残った河原崎座を市中に残して移転作業は着々と進められていた。周囲に堀をめぐらせ一囲いにされた猿若町は、狂言座や操座の面した広道が南北に貫き、西新道と東新道が並走するといふもので、新道はそれぞれ柴屋新道、役者新道と通称された。芸能関係者は六月より実際に引き移り、九月二日には市村座が移転後最初の興行初日を迎えると、ようやく絵図を売り出せると版元も期待したのである。八月二日には溪斎英泉の錦絵「猿若町芝居之略図」【図5】出版をめくり、次のような伺いが町年寄の館市右衛門から市中取締掛へ出されている。

【史料⁽²⁸⁾】

「猿若町絵図売弘願之儀奉伺候書付」

浅草寺地中

善龍院地借

吉兵衛店

願人 五郎右衛門

一猿若町芝居之略図壹枚

外二右場所茶屋商人役者共筋引二致名前相記町割絵図下書壹枚

右両絵図売買仕度相願候旨猿若町名主五郎兵衛伺出、尤願人五郎右衛門儀芝居懸り之者二有之、右町狂言座操座其外於町内差障無御座候旨申立候、右依之一覧仕候處、略図之儀は芝居景氣并近辺風景を顯し候絵組二而且色取も至而手輕二付、子細御座有間敷品二奉存候得共、先達而右猿若町地渡以前、絵図仕立売買仕候もの御吟味相成候儀も御座候二付、如何可申渡候哉、且又町割絵図之方は役者とも名前相交り候模様二而番附の類とは差別有之、先は無用之方二可有御座候哉、即差出候絵図式枚相添此段奉伺候、以上

寅八月

願人の五郎右衛門は芝居関係者で、絵図の出版について関係者の内諾が取れているとして「猿若町芝居之略図」と、役者や茶屋名を入れた絵図の二点の出版を願ひ出た。徳兵衛の際には出版を差し止めた五郎兵衛が、町年寄に伺を立てており、町年寄は「猿若町芝居之略図」は芝居町や近辺の景色を描き、色数も少ないことから大きな問題にはなるまいとしつつも、猿若町の引き渡し前に絵図を売買して問題となった事例があるため、市中取締掛に伺うとしている。これには先述の二例も含まれているだろう。この伺いに対し市中取締掛は、伺いに出された「猿若町芝

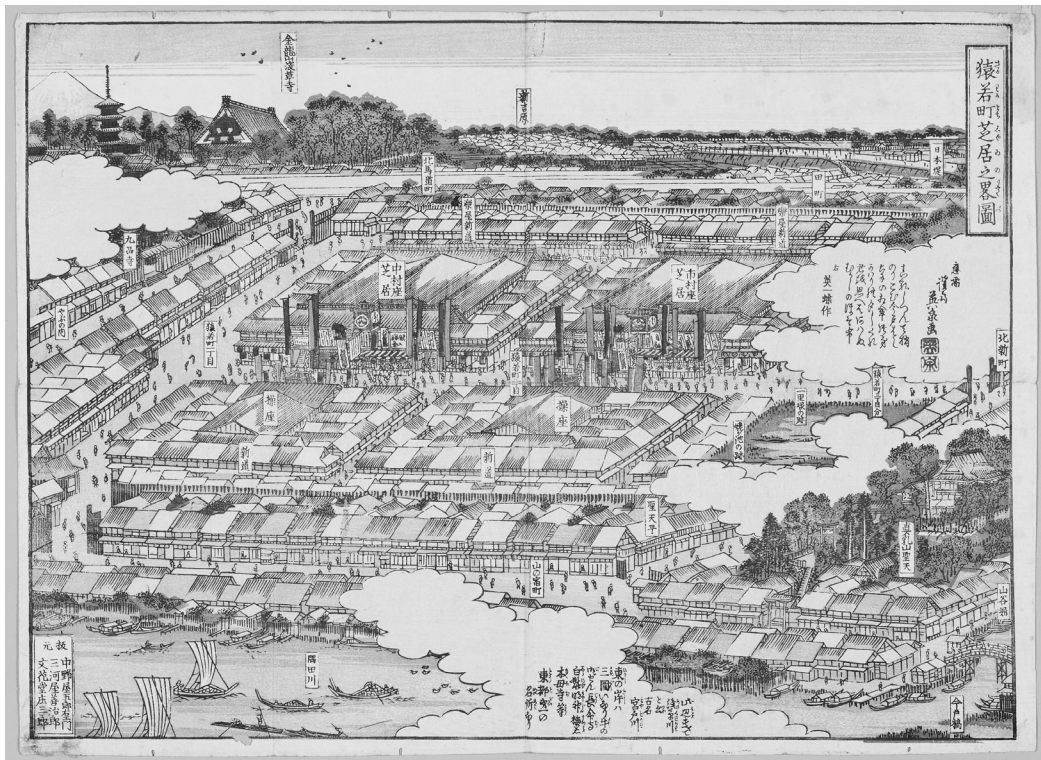


図5 「猿若町芝居之略図」(早稲田大学演劇博物館蔵 118-0209)

居之略図」と町割絵図下書のうち、前者のみの出版を許可し、後者は役者名の記載を理由に差止めと返答している。この絵の評判について、すでに岩切友里子氏が指摘しているが、天保一三年九月二三日付で曲亭馬琴が友人の殿村篠斎(伊勢松坂の木綿問屋で国文学者)にあてた書簡に記述がある。⁽²⁹⁾

【史料3】

さる若町の茶屋と、下丁成絵半切屋と合刻にて、猿若町両芝居之図を英泉に画せ、四五日以前二売り出し候。是ハ江戸絵図の如く二致、両芝居を大く見せて、隅田川・吉原日本堤・田丁・待乳山・浅草観音杯を遠景二見せて、人物ハ無之候。此錦絵ハ、館役所江改二出し候所、出版御免ニて売出し候

ここで馬琴は、芝居茶屋と「下丁」という絵半切屋が英泉に「猿若町両芝居之図」を描かせたとしている。「猿若町芝居之略図」の版元には、中野屋五郎右衛門、三河屋善治郎、文花堂庄三郎の三名が名を連ねているが、このうち中野屋五郎右衛門は先の伺書にある「芝居懸り之者」で、正確には世話役という市村座内部の職分を務めていた。詳しくは後述するが世話役の中には茶屋を兼任した者もいたため、茶屋というのは馬琴の混同であろう。次の三河屋善治郎に一致する茶屋はなく、英泉の俗称「善治郎」をもじった可能性が考えられる。三人目の文花堂庄三郎は、文政七年(一八二四)刊の『江戸買物独案内』に「摺物問屋 千代紙品々 絵半切」を扱う「日本橋瀬戸物町 文花堂 塩屋庄三郎」とあり、馬琴のいう絵半切屋である。三河屋善治郎の正体や文花堂の呼称が「下丁」で良いのかという疑問は残るが、伺いに出された時期や絵師、画題などから「猿若町芝居之略図」に関する記述と見て良いだろう。書簡より、市村座の初日直前にあたる九月一八日頃に売り出されたことわかるの

で、興行再開の宣伝としては成功したようだ。

鈴木俊幸氏⁽³¹⁾や浅野秀剛氏⁽³²⁾が指摘するように、大手の絵草紙屋や地本問屋は絵半切も扱っていた。文花堂について、馬琴や『江戸買物独案内』の記述に従えば、錦絵よりも摺物や絵半切が主力商品となるため、この場合は逆だが、下絵があれば摺物問屋が錦絵を出すことも可能だったということであろうか。「猿若町芝居之略図」は現在も多数の機関で所蔵されているが、大きさは三四×五×四六〜七cm程度で、錦絵に多い大奉書(七八×五三cm)よりも中奉書(三六×五〇cm)に近い。浅野氏は、絵半切は中奉書や小奉書を横半分にしたものに多いことを指摘しており、紙の支給という点にも、絵半切を多く扱う文花堂から出された特徴が見られる。また、もれなく縦横に折り跡があること、所蔵先によっては「花槽新故一覽」と題し、版元三名の名入の袋も一緒に収められていることから、袋入りで売られたことがわかる。

その価格について馬琴は「此度出版の両芝居の錦絵ハ高料にて、壹枚四分二候」と記しており、大判錦絵よりも大きく専用の袋入りとはいえず、出版許可理由に「色取も至而手軽」とあるように、色数も少ない一枚摺が四分という高値で販売されていることから、猿若町絵図に対する高い需要が窺える。また、先述の徳兵衛の一件において、私的な売買とはいえ錦絵一枚に五分の高値がついたことを頭ごなしには否定しがたい。

本件で出版許可が得られなかった町割絵図は未刊のため、構図を知ることとはできないが、「猿若町芝居之略図」と一緒に何に出されていることから作者は英泉で、「茶屋商人役者共筋引二致名前相記町割絵図」という表記から「呼子鳥」に近い構図が想定される。

そして、弘化三年正月には、冒頭でも紹介した「呼子鳥」が「春色台蔵板禁売」として出される。隠密廻の報告にも、弘化三年春ころより、役者名のない似顔絵の出版が徐々に復活し、秋には盛んになったとあり、時期を見定めた上で私家版と偽ったものと想像できる。

「呼子鳥」は私家版を称しているので、版元にて修正する旨の断り書きはないものの、前節にて見た芝居細見と同様の見取図で、周囲には一首の狂歌が散らされている。南北に走る広道と東西両側の新道に沿って茶屋や役者の家が並んでおり、各戸の役者宅は赤、その他の芝居茶屋や商店は黄の地色で分けられ、各槽には【図6】のように茶屋の区分を示す合印と軒数が記されている。その表記は「○槽付料理茶屋、●同両芝居、□同、△同」となっており規模や格の違いを示す。複数の絵図にて名称が一貫している槽付料理茶屋(大茶屋)と両芝居茶屋に対し、□と△は異同があるため、本稿では便宜上□を小茶屋、△を水茶屋として取り扱う。「呼子鳥」版行の影響は冒頭にて紹介した通りで、この一件にて役者名の表記が看過されたことは、版元たちの緊張を緩め、翌年以降、断続的ながら追随作品を登場させた。

弘化四年正月には、【図7】「校正猿若三町之全図」という大判三枚続きの錦絵が出される。画題に「校正」とある通り、「呼子鳥」を踏まえたと出版で、「呼子鳥」の一件でも処罰された花笠文京が詞書を寄せてい



図6 図1の部分拡大
槽ごとに茶屋の軒数が記される



図7 「校正猿若三町之全圖」(国立劇場蔵 0009993-0009995)



図8 図7の部分拡大
軒数に加え、世話役まで記されている

る。そこには「友人 三町の図を造り重刻せられ人の為利を亦得られ
たり 引きとむる恋ゆるみて又外に 人まねされむ猿若の絵図」とあり、
友人すなわち英泉の描いた呼子鳥が重刻されるほどの人気を誇ったこと
を詠み込んでいる。作者の文京は前節で触れた『三芝居役者細見』の作
者五柳亭徳升と同様、七代目団十郎や三代目菊五郎の代作者を務めるな
ど役者たちとは懇意の間柄にあり、その詞書が絵図に付加価値をもた
らしている。出版形態に着目すると、題の隣には検閲印として掛名主・吉
村の単印があり、版元も「日本橋十軒店 文正堂政七」と明記され「校
正念入候へども万一間違候ハ、早速相直し可申候」という、かつての芝
居細見に見られたことわりの文言が付されている。

絵図の体裁は「呼子鳥」を踏襲しつつも、南北の向きは逆で、各戸の
色分けは芸能関係を赤、茶屋を黄、その他を青という三色に分けており、
新しく図面を起こしたとわかる。「呼子鳥」をはじめ、他の絵図でも樽
ごとに茶屋の軒数は記されているが、【図8】のような座ごとの「世話役」
表記はこの図のみで、中村座は鐘右衛門と栄助、市村座は五郎右衛門と

利兵衛、河原崎座は半次と金七、とそれぞれの櫓に記されている。

市村座の五郎右衛門は先出の【図5】「猿若町芝居之略図」の版元中野屋五郎右衛門であろう。この世話役とは劇場経営に従事する表方の職分で、寛政六年（一七九四）より札幌手代の中に設けられ、支配人（帳元）に次ぐ職分として役人の対応係を務めた。支配人に該当する者がいない時には、世話役が芝居全体の取締役として差配することもあり、品行方正で清廉潔白人柄が求められた。⁽⁴⁰⁾ 寛政一二年（一八〇〇）成立とされる「芝居乗合話」⁽⁴¹⁾には、帳元を最高責任者とする仕切場（札幌ともいう）を構成する「口」のひとつ棧敷番についても同様の記述が見られ、弘化二年（一八四五）成立とされる「賀久屋寿々免」⁽⁴²⁾では、世話役について東西棧敷番のうち二人が勤め、町奉行役人の見分時に立ち会う重役と記している。

世話役のような芝居関係者の資料は少ないため、著者不明ながら劇場内部の者が書き留めたとされる「中村座天保日記」⁽⁴³⁾と「中村座日記」⁽⁴⁴⁾より、弘化四年の絵図に記された世話役たちの経歴を補足すると、市村座の世話役五郎右衛門は、安政五年には世話役を務めるばかりでなく、太夫元後見の善兵衛とともに大札という勘定方を兼任している。

同じく中村座の世話役鐘右衛門も、堺町時代以来の芝居茶屋「岩附屋」にその名が見られる。劇書で確認できるだけでも、寛政一年より先代と思しき「岩附屋藤次郎」という表記が見られ、⁽⁴⁵⁾ 文政九年より水茶屋「岩附屋鐘右衛門」⁽⁴⁶⁾、嘉永五年からは大茶屋として明治まで確認できる。翌六年には茶屋惣代、世話役および大札を務めるなど中村座の運営に深く関わる鐘右衛門は、芝居以外の興行にも積極的で、天保一四年閏九月には、猿若町一丁目にある鐘右衛門宅にて講談の席を設けるべく、「芝居興行相休候砌り、心学講談軍事講釈町内懇意の者共斗打寄せ相催申度」と願ひ出ている。⁽⁴⁷⁾

ここで紹介した市村、中村両座の世話役による振興策―五郎右衛門

の「猿若町芝居之略図」出版、鐘右衛門の寄席新設申出―からは、猿若町での経営に対する芝居関係者の不安が読み取れる。藤田氏や市川氏が記すように、江戸の中心から外れへの芝居町移転が関係者に与えた衝撃は大きく、移転反対を訴え駕籠訴に出るものもいた。⁽⁴⁸⁾ 移転や長期休業の後に、従来の集客を見込めるかという不安は現代の興行関係者にも通じることだが、集客策を提示したのは、実質的な運営方である札幌手代の世話役であった。

吉田氏によると、猿若町移転に際して出された手当金の配当は狂言座内の階層を反映したといい、座元、役者、札幌手代、出方の者への配当を筆者がまとめた【表1】でも、役者や座元が得た莫大な配当金に比して、札幌手代は二両あまり、出方の者にいたっては一両という少額となっている。札幌手代と出方の者の区分は難しく、三座の世話役が連名で奉行所にあてた文書には「私共之内鐘右衛門栄助儀は狂言座勘三郎芝居出方二而、世話役兼両御組御廻り御役人中様并各方内密御用相勤来候處」とあり、中村座の出方である鐘右衛門と栄助が世話役を兼ねている。「芝居乗合話」には、表方には頭を除いて基本給がなく、席料の上前および客からの心付けが収入源だったとあり、日用層に近い出方の者をはじめ、世話役の下には集客が生活に直接影響する者たちも多く、芝居の上演内容以外にも策を練る必要に迫られたのではなからうか。こうした事情も踏まえてみると、茶屋と役者住居が一緒になった絵図は、興行関係者にとっては町の宣伝として、版元にとっては売れ行きが見込める良品で、興行初日間近に売出せたのも両者の連携あつてのものといえる。もう一つの振興策、鐘右衛門による寄席新設の申出は、猿若町移転から一年以上経っており、立地が客足へ及ぼす影響が明らかになった時期でもあった。市中から遠く興行時間を限定されながらも、遠方からの客が茶屋に止宿して見物に来るほど盛況だった芝居に対し、⁽⁴⁹⁾ 移転前より市中の寄席に客を取られていた操座は、移転後さらなる不振に陥り、上演

表 1 天保 13 年移転時の手当金の配当

「三升屋二三治戯場書留」（国立国会図書館デジタル化資料）をもとに芝居関係のみ抜粋し加筆，整理した

配当先	配当金	員数	一人当たりの配当
狂言座 勘三郎	400 両	1 人	400 両
狂言座 羽左衛門	400 両	1 人	400 両
大茶屋と唱候芝居附料理茶屋両町に而	460 両	23 軒	20 両
十六軒と唱候水茶屋之分（両芝居茶屋）	168 両	14 軒	12 両
十五軒と唱候水茶屋之分 十七軒と唱候水茶屋之分	224 両	28 軒	8 両
廿八軒と唱候水茶屋之分 廿一軒と唱候水茶屋之分	175 両	35 軒	5 両
五百両極之役者	126 両	7 人	18 両
五百両以下之役者	104 両	8 人	13 両
同相中之役者	135 両	63 人	5 両
中通下立役	84 両	42 人	2 両
作者	47 両 2 分	19 人	2 両 2 分
札場手代	93 両	36 人	2 両 2 分 5 匁 3 分 8 厘 9 毛
両町出方	319 両	319 人	1 両

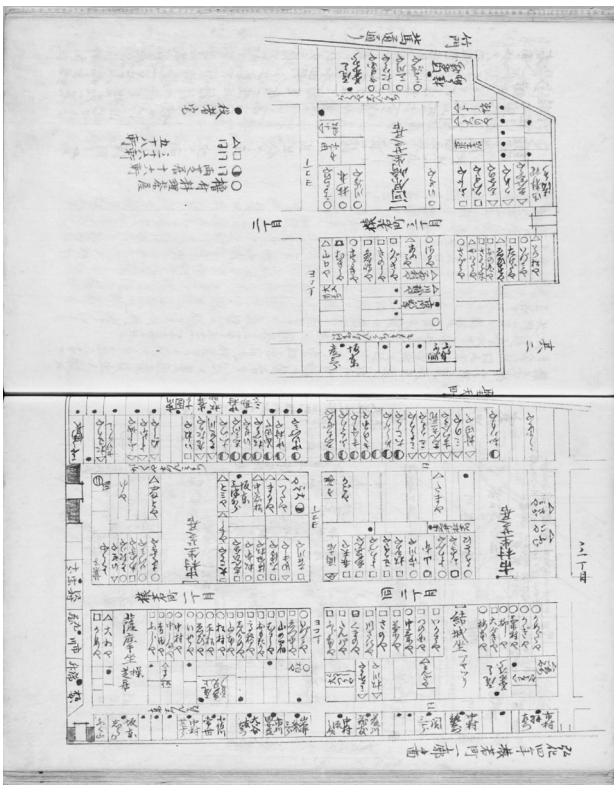


図 9 「守貞謄稿」（国立国会図書館デジタル化資料）

も子供芝居や素浄瑠璃ばかりで、六月には仕事のない人形遣いたちが水戸へ旅興行に出るほどだった⁽³²⁾。芝居以外に集客を見込めるものを求めての寄席新設だったのだろう。この時点では棄却された寄席だが、弘化元年（一八四四）の軒数制限撤廃後には開設されたようで、絵図上でも、弘化三年より「講釈場 大よし」あるいは「よせ 大よし」などとして一丁目山の宿側に確認できる。

絵図の変遷に戻ると、「守貞謄稿 卷二十四」⁽³³⁾には版行ではなく、「弘化四年猿若町一廓ノ図」と題された見取図【図9】が筆写されている。この図と、弘化三年の【図1】「呼子鳥」、弘化四年の【図7】「校正猿若三町之全図」の三点を照合したところ、記された内容はあらかじめ「呼子鳥」と「校正猿若三町之全図」に同じだが、茶屋の名や配置、軒数が

すべて合致するというのではなく、近い時期にさらに別の絵図が存在したことを示唆している。

次に確認できるのは、嘉永三年（一八五〇）の「校正新刻 三座猿若細見図」【図10】で、大判三枚分の大きさである。構図は「呼子鳥」に倣い、各戸の色分けは弘化四年版「校正猿若三町之全図」と同じ三色となっている。絵図周囲の風景画は簡素化され、狂歌は二首だけに削られている。版元は太田屋佐吉で、「相改候へ共若間違候ハ、板元へ御しらせ可被下相直し可申候」のこともあり、刊行年は「庚戌三月改」より嘉永三年三月と知れるが、検閲印の形態（「吉村」の単印）から弘化四年以前に出された元絵が別に存在し、それを改刻したことがわかる。残念ながら元絵は未見だが、この嘉永三年版を改刻した同名の絵図として「校正新刻 三座猿若細見図」【図11】が、嘉永五年（一八五二）に出されている。刊行の時期は「壬子冬」と追加されているが、構図や背景は嘉永三年版と変わらない。埋木で更新されているが、嘉永三年版で表記のない部分を、嘉永五年版では黒く潰している箇所も見られ嘉永四年版の存在が予想される。未見の弘化版、嘉永三年版、五年版そして未見の四年版の少なくとも計四年分はシリーズとして出され、そのうち吉村の単印しかない嘉永版は無届にて出されたことになる。

かつての厳格さはなくとも出版統制は続いており、嘉永二年八月には、無改や改後に手を加えた錦絵の売買について「向後不改請出版、或は改済之上手入等いたし候方は、版元分版木摺溜共為差出、右を乍弁売買いたし候絵草紙屋ともは為過怠取調中絵類一式釣し売不為致儀⁽⁵⁶⁾」という方針も示されているため適用されていれば連作できず、数年にわたって検閲の目をかいくぐったとも考え難い。

この問題の参考になりそうな例に絵草紙改掛の管轄にあった猿若町絵図ではなく、天文方管轄下の江戸絵図がある。嘉永元年七月に「有来候江戸絵図分両山微細二認、且、御役屋敷色分・定火消組中合印書載候は

新規」にするなど従来の江戸絵図に手を加えた「分色要覧」の出版伺いが市中取締掛に出されている⁽⁵⁷⁾。この伺いに對し、市中取締掛は「有来候江戸絵図同様之もの」のため支障なしとして出版を認めており、猿若町絵図も同様に対処された可能性はあるが、これ以上は不詳である。

また、この太田屋佐吉版からは芝居関係者との関係薄弱化が読み取れる。絵図の周りに掲載された狂歌二首のうち一首は六衆園の「呼子鳥」の狂歌の再掲で、もう一首は新たに加えられた仮名屋京鶴のものだが、先例の文京に比して芝居との関わりが弱く、その弱さを六衆園の狂歌で補ったと考えられる。前出の絵図に比べ関係者の影が薄れているが、その関与を前面に出さずに複数年刊行されたことは、絵図が商品の一類型として定着した表れとも捉えられる。

翌嘉永六年（一八五三）には、「嘉永六丑年正月刻春秋改替住名直証猿若街細鑑」【図12】が出されている。「呼子鳥」以来大判錦絵三枚統きでの出版が多かったと思われる猿若町絵図が、大判よりも小さい間判一枚にまとめられている。各戸も小さくなるため、役者は屋号・名前とも表記されるが茶屋は屋号のみ、それも彫りの手間を嫌ったのか仮名での表記が格段に増える。芝居関係者は赤、それ以外は黄の二色で色分けされており、先例はいずれも「呼子鳥」を模したのに対し、新しく描き起こされた構図で、彫、摺とも良好なことから「近松門次英壽筆 多意子九弥蔵」なる女人の私家版であろう。検閲印、版元印はともになく、口上「此書此度相正し尚又去年度々相改候間、御なぐさみに御らんの程奉希上候」にも版元への言及はない。

これに次いで確認できるのは錦絵ではなく、安政三年（一八五六）の柳下亭種員作、三代歌川豊国画の「猿若細見三調志」草稿【図13】で、巻頭には猿若町一丁目の絵図がある。安政地震から復興したばかりの町絵図では、茶屋の並びに変化が見られ、猿若町移転以来嘉永五年まで町

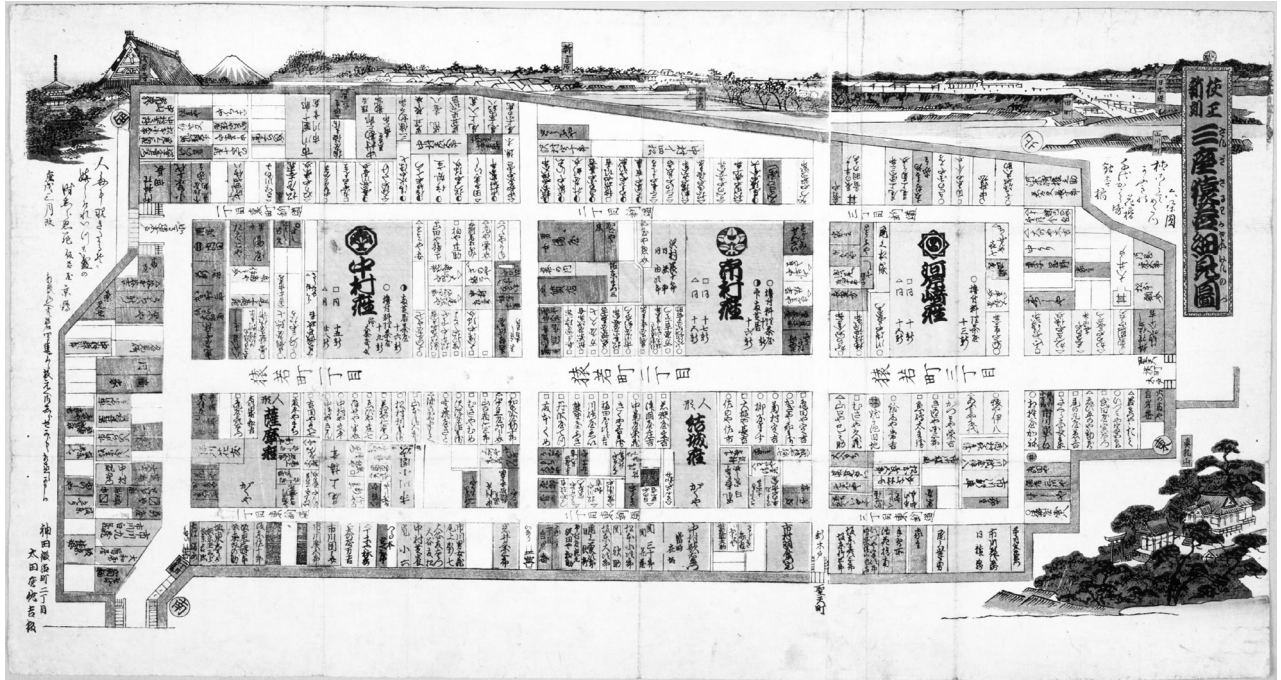


図 10 「校正新刻 三座猿若細見図」(東京都江戸東京博物館蔵 92200191)

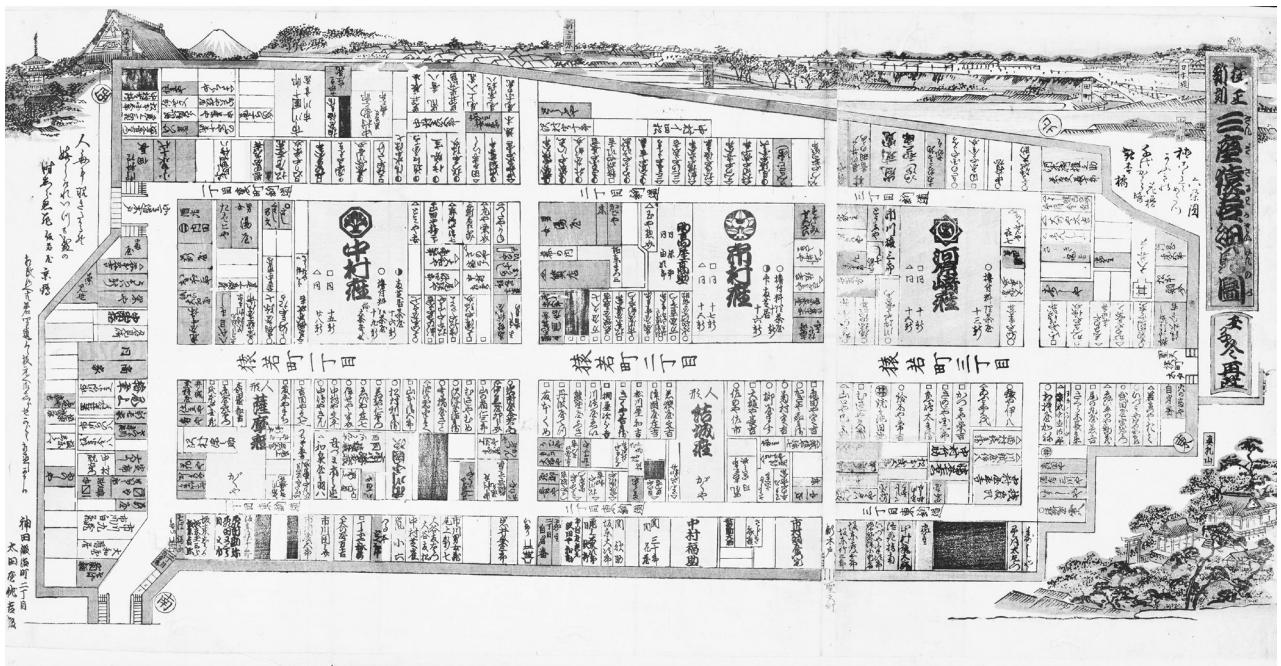


図 11 「校正新刻 三座猿若細見図」(東京都立中央図書館特別文庫室蔵 加 403 (42))

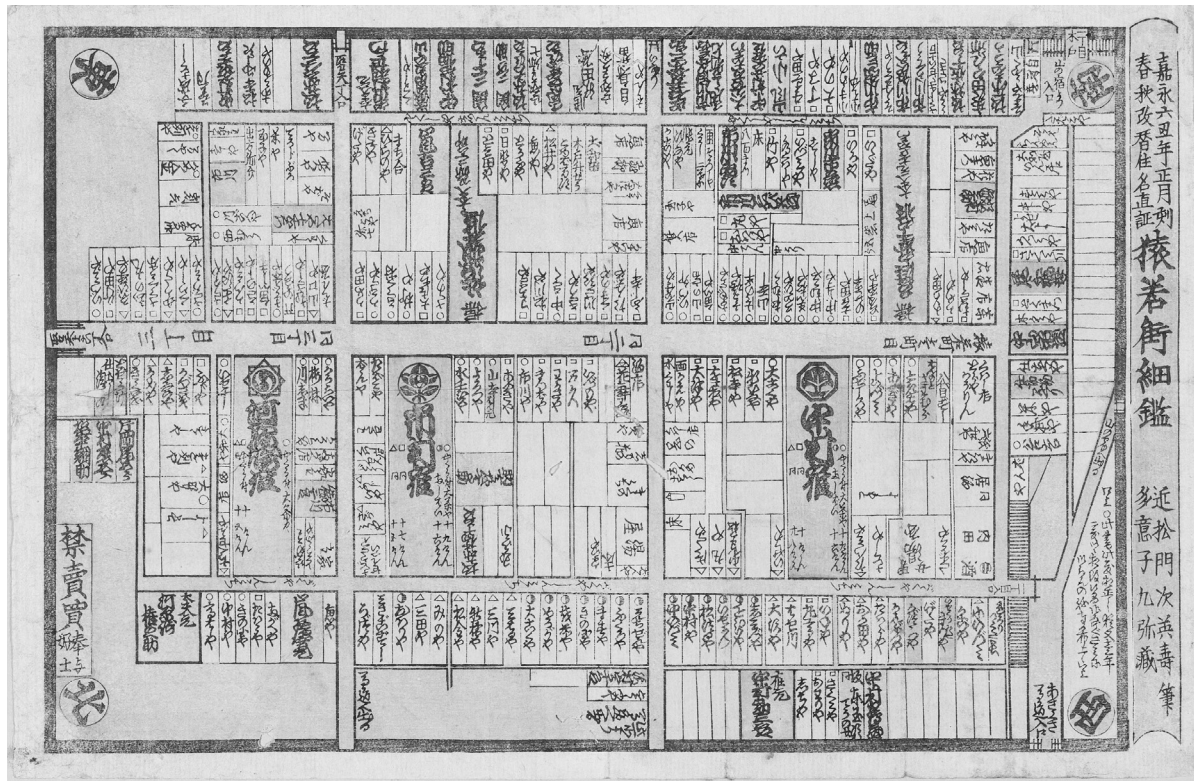


图 12 「嘉永六五年正月刻春秋改替住名直証 猿若街細鑑」(早稲田大学演劇博物館蔵 201-0514)

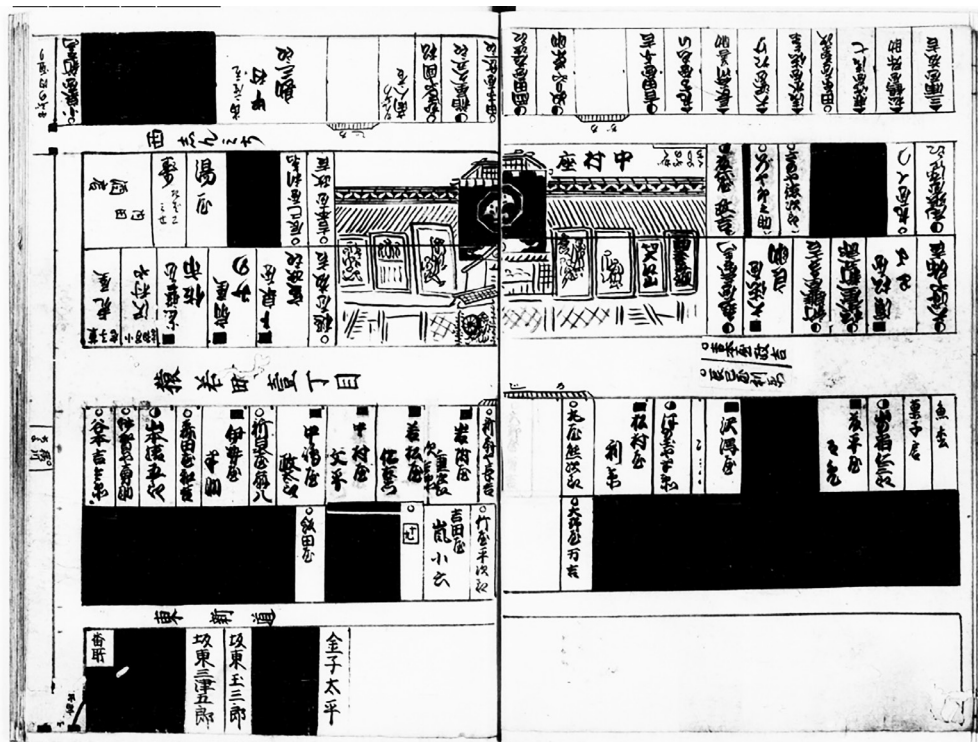


图 13 「猿若街見三調志』草稿」(東京大学総合図書館霞亭文庫)

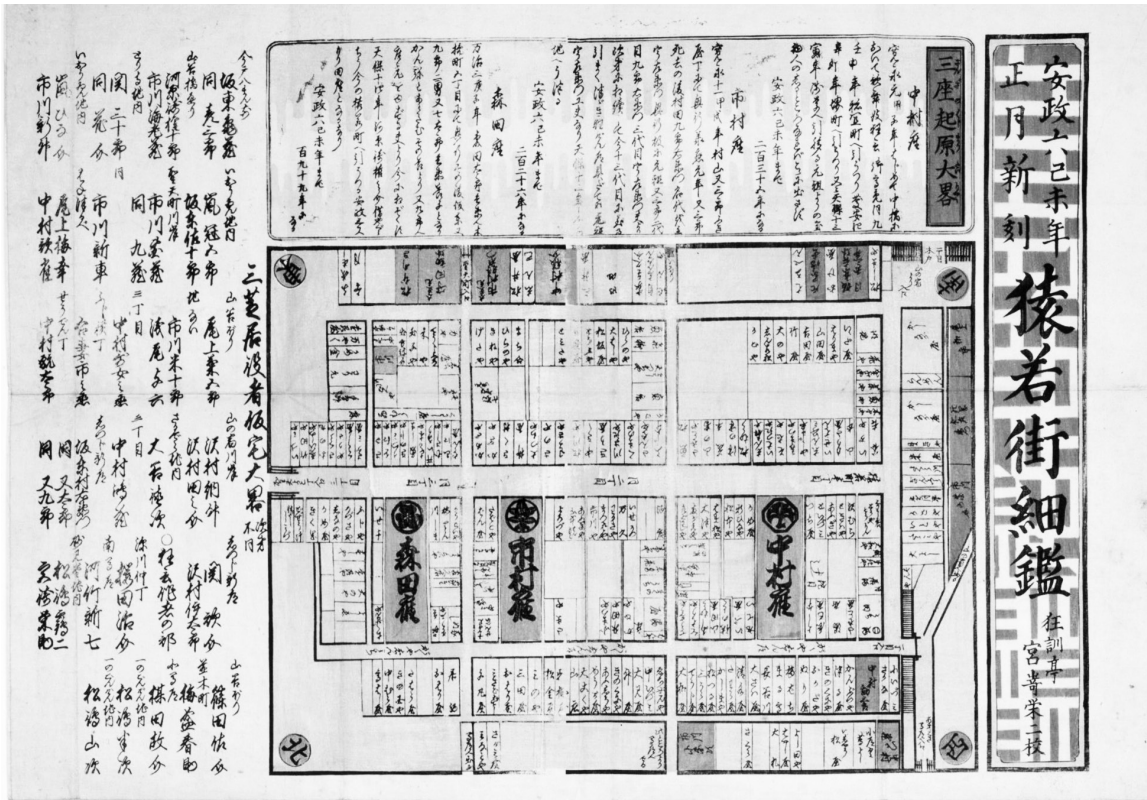


図 14 「安政六己未年正月新刻 猿若街細鑑」(東京都江戸東京博物館蔵 87200632)

の端の西新道にまとめられていた両芝居茶屋が中央の広道にも登場している。本文には「さるころ、えん馬徳升等が編次なしたる細見を見て」とある通り、芝居細見を模し、別丁の挿絵にも芝居細見の版元・山口屋藤兵衛の印をあしらった層入れが見られるなど、かつての芝居細見に続くものだが、今のところ確認できたのは一丁目分の草稿のみで他座および刊本は未見である。

一枚絵として次に確認できたのは安政六年(一八五九)正月のもので、大奉書全紙判の「安政六己未年正月新刻 猿若街細鑑」【図14】である。先出の「嘉永六丑年正月刻春秋改替住名直証 猿若街細鑑」を模した絵図の横には、前年の火事の後遺症ゆえか町外にある役者および芝居関係者の仮宅を記している。絵図中の各戸は赤と黄で色分けされているが、茶屋も含む商店の屋号は仮名表記が多い上に記号による茶屋の区分がなくなる。

出版形態に着目すると、改印、版元印がなく、題の下の「狂訓亭 宮崎栄二校」から私家版と思われる。この宮崎栄二という人物について素性は知れないが、戯言の出版を好んだようで「懐溜諸屑」にも、印や号からこの人物が作成したとわかる一枚摺が八点確認できる。そのうち「三世為永教訓亭(栄二の印あり)」、「故春水弟事 狂言作者為永栄二事 狂訓亭 鈍通文魚」(63)、「中村座狂言作者 為永栄二遊板」【図15】(64)の三点は為永春水との関わりを強調しており、初代為永春水没後、染崎延房が二世春水を名乗るのは弘化二年頃なので、「三世為永」や「故春水弟」はそれ以降の表現となる。ただし、春水の弟に関する記述は未見な上、中村座狂言作者として、番付などに宮崎あるいは為永栄二という人物は見当たらない。一番信用できる肩書きは「御詠著述案文認所 江戸日本橋木原店 戯作者 玉屋文魚」(66)すなわち広告文などを認める代筆業で、【図16】は文魚として制作した講談の引札口上である。

この後、これまで見てきたような地図としての猿若町絵図は見つから

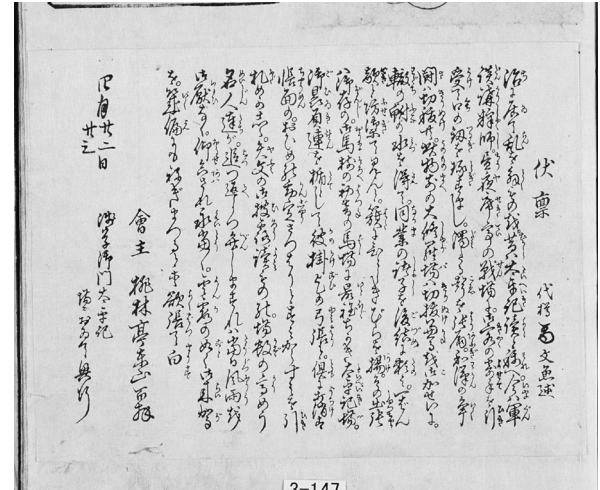
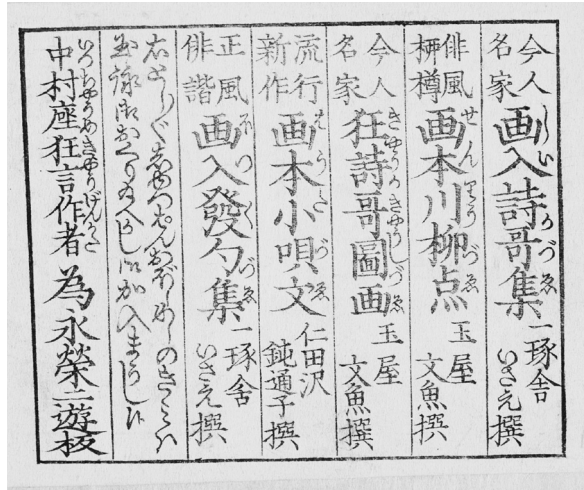


図 15 図 16 「懷溜諸屑」所収の引札 (国立歴史民俗博物館蔵 (左) 3-99, (右) 3-147)

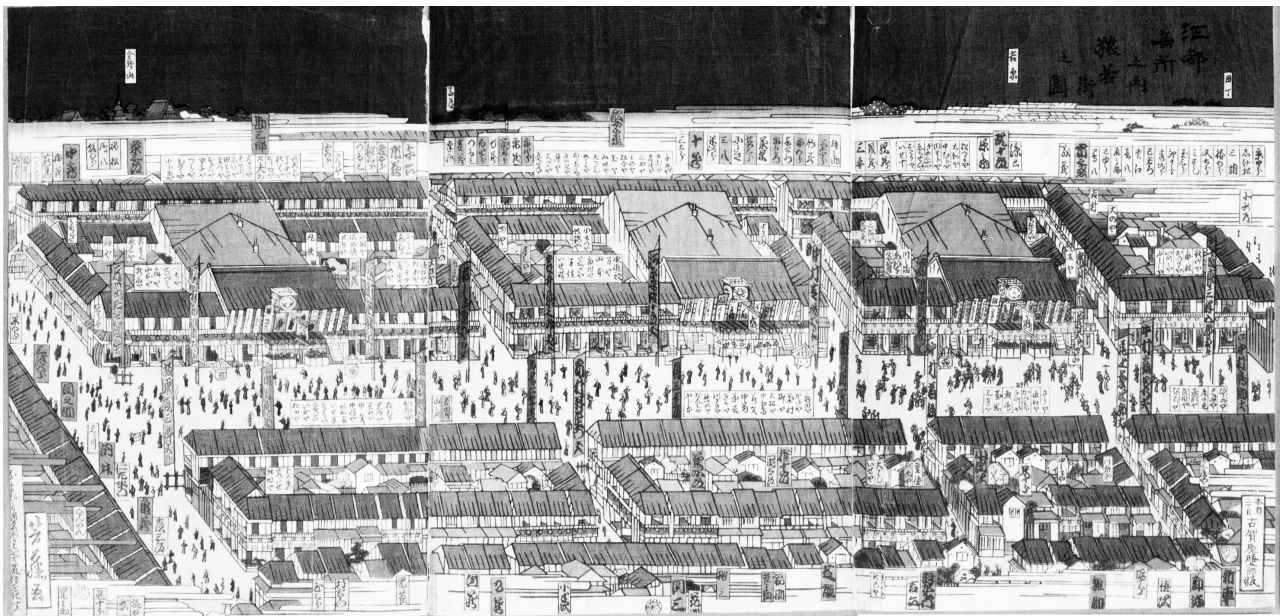


図 17 「江戸名所之内猿若街之図」 (東京都立中央図書館特別文庫室蔵 575-C008)

れていないが、文久二年（一八六二）三月には名所絵のなかに、茶屋名および役者を中心とした芝居関係者名を記した、大判錦絵三枚続きの「江戸名所之内猿若街之図」⁽⁶⁸⁾【図17】が出されている。嘉永六年の絵図と同様に、芝居関係者は赤、それ以外の題箋は黄となっているが、基準は曖昧で大茶屋や水茶屋といった区分を示す記号もない。あくまで風景画の中の題箋という扱いで、この絵図に限り絵師が歌川芳藤と明記され、版元「本郷二丁目 古賀勝五郎」の口上は、間違いがあれば直す旨の常套句に代わり「図にもれたる家共ありといへ共荒増を記す」となっている。試みに、安政六年までの絵図および後出の『吉原細見』（明治元年・一八六八）中の茶屋名と比較したが、記されているのは半数程度で地図としての機能は期待できない。

ところで、この絵の題に「名所」とあるように、猿若町は江戸名所の画題として定着していった。猿若町を描いた名所絵は数多く、その変遷を追うことは筆者にはできていないが、どこかの段階から茶屋も名前入りで登場しているようだ。例えば、安政元年（一八五四）三月の歌川広重「東都繁栄之図」⁽⁶⁹⁾は各座を大判錦絵三枚続きで描いた九枚揃いの風景画であるが、【図18】のように現在の大茶屋の名が読めるように描きこまれており、狂言座と同じ広道に面した茶屋は特に、芝居町の構成要素として組み込まれていたことがうかがえる。

明治元年刊の『吉原細見』⁽⁷⁰⁾【図19】は、土産物や各界の著名人など当時の文化一般を吉原細見の形で小本一冊に仕立てた私家版で、芝居茶屋の細見も収められている。これまでの見取図にかわって【図2】のような体裁で茶屋だけを記しており、芝居茶屋も名物とされていたことがわかる。

ここまで猿若町の絵図というキーワードのもと、確認できた資料の特徴を列挙してきた。いずれも性質が異なり制作時期も空いているため、多分に間違いはあるが、ひとまず整理する。

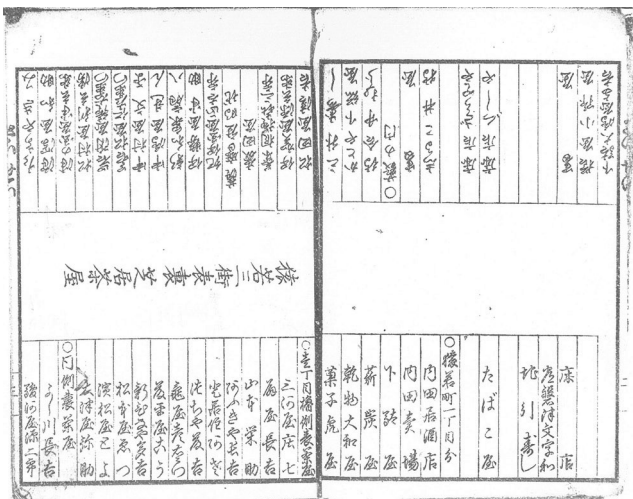


図19 『吉原細見』（西尾市岩瀬文庫蔵 103-118）

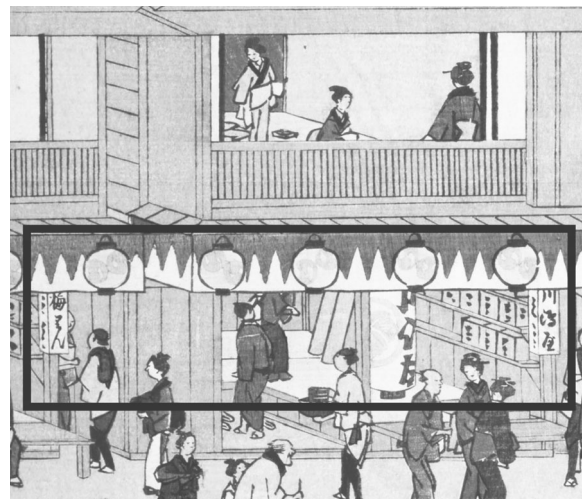


図18 「東都繁栄之図」部分
（国立国会図書館デジタル化資料）
四角で囲んだ部分には茶屋の名前が記されている。

芝居地移転完了前の天保一三年二月に起きた文蔵の一件と四月に起きた徳兵衛の一件のうち前者は読売の類だが、後者は錦絵の商品として猿若町絵図に商機を見出した先駆けと位置付けられよう。

移転完了後の同年九月に出された「猿若町芝居之略図」は、版元に市村座世話役が名を連ねた芝居再開の宣伝品ではあるが、こうした絵図出版や後の寄席新設を座元や役者ではなく、世話役が関与したところに、劇場内部の社会構造および経営に直接携わる実務者たちが抱いていた、猿若町での営業に対する不安が読み取れる。なお、「猿若町芝居之略図」出版の背景や一連の関係者の動向から、「猿若町芝居之略図」出版に際し棄却された町割絵図が、弘化三年刊行の「呼子鳥」と同様の構図だった可能性があり、その翌年正月刊行の絵図「校正猿若三町之全図」には、各座の世話役や花笠文京の讚が記されることから、この二点には劇場関係者の関与が考えられよう。くわえて「守貞謄稿」所収の筆写図や後続の嘉永三年版の下絵（未見）の存在から、弘化末に複数の絵図が出版された可能性を指摘した。

嘉永以降は、芝居関係者の影が薄まり、敷き写しで彫り、摺りとも次第に粗雑になるが、これは、芝居町移転後の真新しさや劇場に近い情報筋の関与が薄れ、錦絵の一類型として定着した表れと捉えた。その後は好事家の私家版や、風景画の中に茶屋および役者の住居名を組み込んだ、当時流行の横浜絵に近い性格を呈した事例が見られる。

このように初期段階では猿若町の宣伝として、劇場関係者も関与して制作された猿若町絵図は、ごく短い期間に商品として定着した。しかし、町としての新鮮味が薄れ、芝居関係者が制作から離れると、最大の特徴であった地図としての情報掲載も粗雑になっていき、私家版や、あるいは商品でも需要の見込める名所絵に変容していった。非常に雑駁ながら、本節で概観した猿若町の絵図からここまででは指摘できるだろう。絵図が変容する時期や背景は重要な論点だが、さらに類例を集めて検討する必

要があるため、こちらは今後の課題としたい。

④猿若町を構成する人々と芝居興行

(一)「懐溜諸屑」に貼り込まれた猿若町内商店の一枚摺

前節にて紹介した絵図には、芝居茶屋や役者住居にあわせて一般商店も描きこまれており、これらの一枚摺は「懐溜諸屑」にも貼り込まれている。ここでは、絵図と照合しながら所在が確認できる期間や扱っていた商品情報を記し、町での生業を知る手がかりとして紹介する。

・「猿若町二丁目 楽屋通 成美軒」【図20】

江戸の土産をまとめた「東土産式篇」という一枚摺に「姿見 サルワカニ 役者せんべい成美軒」とあることから姿見せんべいの商標とわかる。狂言作者の三升屋二三次によると、寛政年間に役者の大谷馬十が流行らせた姿見せんべいは、姿見音右衛門に引き継がれるも、弘化ごろに店は絶え、音右衛門は嘉永三年に没したという。絵図には「姿見せんべい」として嘉永三年より登場し、『吉原細見』でも屋号を変えた「姿見せんべい」の名があることから、商品を取り扱う販売者は変わりながらも継続して販売されていたようだ。

・「猿若町式丁目横町 霜の花喜太郎 幕の内」【図21】

芝居町らしい幕の内弁当の商標で「弁当霜の花」という表記は、『吉原細見』中「式丁目商家の部」に確認でき、地図上も二丁目の横丁に、弘化三年より安政六年まで「幕の内」とある。

・「猿若町一丁目楽屋新道 西村屋」【図22】

取扱商品は不明だが、安政六年より文久二年までの絵図に「にしむら」の名が確認できる。

・「猿若町一丁目京御菓子司 岡野和泉掾」【図23】

弘化三年より文久二年までの絵図に確認できる。



図 21 「懐溜諸屑」所収の商標
(国立歴史民俗博物館蔵 2-170)

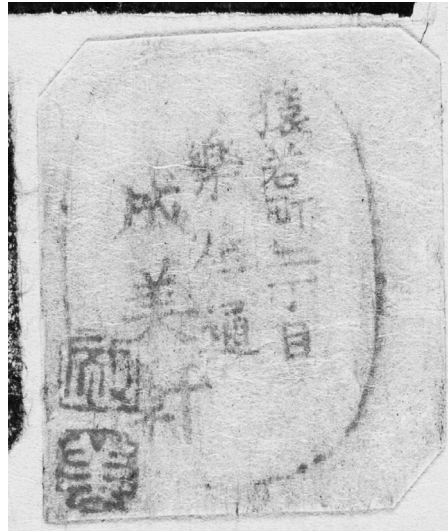


図 20 「懐溜諸屑」所収の商標
(国立歴史民俗博物館蔵 4-239)



図 23 「懐溜諸屑」所収の商標
(国立歴史民俗博物館蔵 7-8)



図 22 「懐溜諸屑」所収の商標
(国立歴史民俗博物館蔵 4-520)



図25 「懐溜諸屑」所収の掛紙
(国立歴史民俗博物館蔵 20-10)

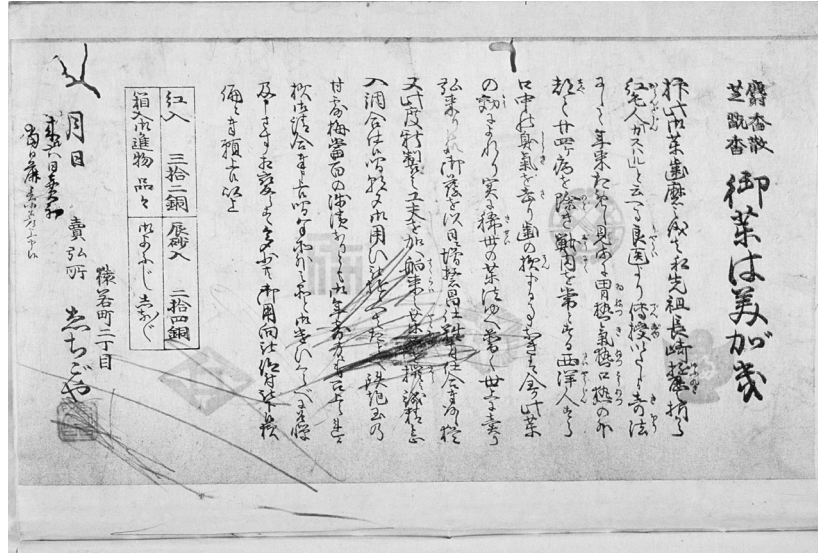


図24 「懐溜諸屑」所収の引札 (国立歴史民俗博物館蔵 13-105)



図26 「懐溜諸屑」所収の商標
(国立歴史民俗博物館蔵 5-251)

・「麝香散 芝翫香 御菓はみがき 売弘所 猿若町二丁目 えちごや」
〔図24〕
越後屋は、弘化三年より二丁目東新道に△印の水茶屋として確認でき、嘉永五年まで茶屋として、翌年には屋号のみの記載がある。この引札からは、茶屋でも役者の名前を冠した商品を扱っていたことがわかる。
・「猿若二 菊村や 当ル新狂言附」〔図25〕
菊村屋は長らく市村座の茶屋惣代を務め、葺屋町時代の寛政一一年より明治元年まで確認できる。「狂言附」とは興行ごとのチラシにあたる辻番付を指し、これは茶屋を通じて番付を配る際の掛紙である。
・「猿若町二丁目 柳屋満壽」〔図26〕
用途は不明だが、『明和伎鑑』にも登場する古参の市村座付茶屋、柳屋のものである。柳屋は、奢侈ぶりや事業拡大が目立つ高級料亭を記した隠密廻の上申書(天保一二年七月付)に、八百善や平清と並んで名前が挙がっている。

【史料4】⁽⁷⁹⁾

同町（補註・浅草橋場町）巳之助店
同 掉月楼と申候 柳屋ます

此ものは、葺屋町柳屋と申、芝居附料理茶屋二而、当見世は去秋中
今相始候由、ます夫は芝 御霊屋御掃除頭田原吉太郎父隠居豊吉と
申者之由、葺屋町并当見世共同人持居候由、尤普請は外料理茶屋向
同様二御座候処、四年以前戌年町触出候後、手廣二新規家作仕、料
理茶屋相始候ものに御座候、

史料によると、市村座の芝居茶屋であった柳屋ますが、天保一一年秋
に橋場に出店したという。両店の持ち主は、ますの夫で、芝の御霊屋御
掃除頭田原吉太郎の父豊吉となっており、店構えは他の料理茶屋と同様
だが、天保九年の町触以降に新規に料理茶屋を始めたところ。この上申
の後、「藤岡屋日記」一〇月三日条「御奉行所江御呼出し料理茶屋・菓
子屋名前」には柳屋ますの名も見られ、奉行所に呼び出されている。⁽⁸⁰⁾さ
らに、猿若町移転後の弘化元年一〇月には次のような記述も見られる。

【史料5】⁽⁸¹⁾

同所（補註・浅草）橋場町渡場際柳屋と申料理茶屋亭主、名前は藤
吉と申候哉之由、芝 御霊屋御掃除頭田原又吉と申もの隠居二
而猿若町ニも女名前ニ而柳屋と申茶屋差出置、橋場町の方茶屋江は
若女五六人抱置、客之相手ニ差出、尤風聞不宣候得共、売女ケ間敷
儀は無之由、料理代は並今高直ニ相聞、且風聞不宣儀は、猿若町茶
屋共江金子貸出、至而利欲ニ拘り候ものニ而、御改革之時節無難ニ
相濟候儀は、町方与力同心之内ニ近親之者有之候哉と風聞仕候、金
子之勢ひニ而芝居附之もの表向は随ひ居候様子ニ而、内実は利欲張、
其上役人ニ手筋有之候故、影ニ而は無之事をも有之事ニ申成候儀ニ

も可有之哉ニ相聞申候、

この史料では、橋場店の所有者名が藤吉となっており先の豊吉と異
なっているものの、芝居茶屋はますの名義で、芝の御霊屋御掃除頭
縁者が柳屋亭主だった点は共通している。

報告によると、橋場の柳屋は売女がましいことはしていないが、食
代も高く、その上、他の芝居茶屋に金を貸して利欲に執着している。
それでも改革で咎められなかったのは、親戚に与力または同心がいたから
だという噂がある。資金力があるので芝居関係者も表向きは従っている
が、裏では陰口を叩いているのではないかという。噂は確かで、文政
一〇年（一八二七）の町方書上⁽⁸²⁾には、芝御霊屋御掃除屋敷の御掃除頭と
して田原良太郎の名が見え、田原家は家康入府以来内藤外記支配下の同
心として、寛永九年（一六三二）より御掃除頭役を務め、芝御霊屋御掃
除頭町（永井町）に二三一坪の拝領屋敷を所持しているとあり、茶屋の
素性がわかる。

以上、「懷溜諸屑」所収の一枚摺に関連する情報を列挙してみた。次
項では小規模の茶屋も含め、芸能者以外の関係者と芝居町の関わりにつ
いて見ていく。

（二）芸能者以外の芝居関係者と興行

芸能者以外の芝居関係者には不明点が多いが、三節にて取り上げた絵
図には帳元の下で実務を担った芝居関係者の居宅や役者の親戚名義の茶
屋も登場する。ここでは、劇場経営に関する資料が比較的多く残された
中村座を例として、経営の内情と町内の関わりについて考えてみたい。

芝居関係者の中でも出方の者たちは、役者や他の芸能者と異なり集住
の対象外として当初手当金の配当からも外されていたが、⁽⁸³⁾【表1】にあ
るように、市村中村二座の出方合計が三一九人、単純に半分を中村座付

きとすると一六〇人ほどの大所帯で、芝居町との関わりにおいて重要な存在だったと思われる。とはいえ、その職分には不明点が多く、出方には座元が焼印入の木札を交付して管理したといひ、出方二回の連印には、木戸、留場、西棧敷、東棧敷、表半畳、裏硯の間、楽屋口という職名が並ぶ⁽⁸⁵⁾。これらの職分は「芝居乗合話」にて、帳元の下で表方として客の対応や警備、芝居小屋周りの雑用を負った「口」と重複している。

こうした「口」は後に「七口」から出されたようで「賀久屋寿々免⁽⁸⁶⁾」には仕切、留場、火縄売、きせる、半畳、楽屋口、かんでらは「七口」の内から勤めたと記される。同書には「口」に含まれていた棧敷番や木戸番も立項されているが、「七口」との関連は記されず、作者の二三度も「口々の役は殊の外あれと、表方の作法しりかたく」とことわっているように明確な区分は難しい。同書にある「七口の出方」という表記より「口」と「七口」、「出方」を兼任する者もあったと思われる。さらに「出方」と「札場手代」の兼任は三節にて述べたとおりで、この四者の職務は重複あるいは類似するものが多かったことになる。

これらの「口」の待遇は、先述の通りで、頭以外に固定給はなく、席代の上前や客の心付けを中心としていた。なお「賀久屋寿々免」にある「芝居内出方に払取分あれと憚る事故爰に略す」は、頭の給金を指し、大半は日用と考えられる。

猿若町は芝居町ゆえに地代が高かったという指摘もあるが、口の一つである棧敷番が居住した例もある。弘化四年の絵図【図7】中、一丁目の山の宿側の「西さじき谷吉」が初出で、棧内の地色は芝居関係者を示す赤だが、嘉永三年と五年の絵図では青地に「△谷本谷吉」、嘉永六年には黄色地に「○谷吉」安政三年には「○谷本吉兵衛」と記されており、嘉永三年には芝居茶屋へ転身（兼任⁽⁸⁸⁾）したとわかる。

「口」とはまた別に、帳元の下で「割元」という職分から茶屋に転身（兼任）した例もある。弘化四年より嘉永五年まで二丁目東新道の結城座の

東は芝居関係者を示す赤地に「わり元 平のや市五郎」となっていたのが、嘉永六年以降は茶屋を示す「△ひらのや」となっている。割元は、帳元が茶屋へ席を振り分けた後の窓口対応を主な業務とした。現代でも似た職種間での転身や業務拡大はあるが、幕内の事情に明るいうちが茶屋を兼ねたのも同様であろう。とくに窓口対応に慣れてきた市五郎には向いていたようで、明治元年刊の『吉原細見』にも屋号が見られる。

茶屋株は天保改革時に株仲間解散の対象となりながらも、座元と茶屋の間で協議書を内々に結ぶなど座元の管理下にあった⁽⁸⁹⁾。【表2】にあるように槽ごとに表記された株数と実店舗数は一致せず、場合によっては実店舗の方が多しなど、管理の実態は未詳である。当然ながら谷吉たちも茶屋株を購入、もしくは譲渡されたはずだが、その価値を計るのは難しく、次は、茶屋株の売買を示す数少ない史料である。

【史料6】

入置申一札之事

一 金八十両也

右は貴殿御所持の猿若町壱丁目芝居附料理茶屋株、貴殿御勝手二付此度我等方江讓受申所実正也、

右代金済し方の義は来ル三月廿日金拾両、七月十四日金拾両、九月十四日金拾両、残金五拾両は来ル霜月十日迄二不残相渡可申、万一滞候得者証人方分金子立替急度皆済可致候、若又其節二至り違背致し候得は、以此一札何様二被成下候共一言の申分無御座候、為後日入置申一札仍如件

天保十四年

卯三月

猿若町壱丁目

家主大吉店

表2 絵図中実際に描かれた茶屋の件数と櫓に記された茶屋の件数

		地図上の記号	弘化3年		弘化4年		嘉永3年		嘉永5年		嘉永6年	
			実数	櫓表記	実数	櫓表記	実数	櫓表記	実数	櫓表記	実数	櫓表記
中村座	櫓付料理茶屋(大茶屋)	○	14	19	13	19	13	19	13	19	17	19
	同	□	16	10	14	12	15	15	16	15	26	10
	同	△	18	28	23	28	26	28	22	28	12	28
			48	57	50	59	54	62	51	62	55	57
市村座	櫓付料理茶屋	○	9	なし	10	10	10	10	13	10	9	19
	同	□	16	17	15	17	17	17	15	17	16	17
	同	△	14	15	18	15	17	15	17	15	10	15
			39	—	43	42	44	42	45	42	35	51
中村	両芝居茶屋	●	8		7		6		6		6	
市村	両芝居茶屋	●	7	16	7	16	7	16	7	16	8	16
			15	16	14	16	13	16	13	16	14	16
河原崎座(森田座)	櫓付料理茶屋	○	12	なし	13	13	13	13	14	13	18	なし
	同	□	10	10	9	10	8	10	9	10	10	10
	同	△	13	15	14	15	13	15	14	15	10	15
			35	—	36	38	34	38	37	38	38	—

茶屋の区分は、「呼子鳥若三町全図」の表記に準じた。
 本稿にて取り上げた資料のうち安政3年は中村座のみしかなく、安政6年以降は茶屋の識別記号がないため割愛。

お屋寿殿

当人 金次郎
 同町
 安兵衛店
 証人 庄七

一丁目芝居附料理茶屋株を町内の金次郎なる人物が買い取っている。残念ながら茶屋の特定には至らないものの、谷吉や市五郎のような棧敷番、割元たちがたやすく株を買い取れる環境にあったとは思われず、芝居関係者の場合には劇場との間に何らか取引があった可能性も考えられよう。

こうした芝居茶屋も含む芝居町内の面々と劇場経営との関係については、鈴木陽子氏が森田座の衣装掛で楽屋炊出しの株も持っていた甲子屋の文書を読み解き、詳細な検証を行っている⁽⁹²⁾。猿若町以前の事例ではあるが、劇場内部の研究自体が希少であり、猿若町移転後も基本的な構造は変わらないものとして参照すると、森田座は、芝居小屋や茶屋株をはじめ芝居にかかわる利権を、町内の地主や金主へ抵当として入れていた。茶屋株を持っていた甲子屋藤七の場合も、当初借金の抵当であった蔵衣装を、そのまま所有して家業としたという。

茶屋や町内の人々の素性という点では、芝居関係者が大茶屋を兼任した例は既に知られており、役者の親戚が猿若町の家主や茶屋を勤めていた例も見られる。一丁目家主の安兵衛は、二代目尾上多見蔵の従弟で、多見蔵が江戸に下った際には一時的な寓居先となっており、三丁目の茶屋近江屋栄吉は、役者の市川白蔵の伯母方であった⁽⁹⁴⁾。先述した世話役の五郎右衛門とともに市村座の大札を務め、「中村座日記」にもしばしば太夫元の後見や名代として登場する善兵衛は二丁目座元の弟⁽⁹⁵⁾で、猿若町

二丁目の大茶屋菊屋善兵衛でもあり、役者縁者が茶屋、芝居関係者を兼ねるなど複雑な様相を呈している。

また、茶屋株と同様に劇場が株を管理し、その権利を興行の手駒として用いた例に番付や長唄の稽古本といった出版物がある。これらは版元の専属化が起こりやすく、市村座の顔見世番付を手がける福地茂兵衛は市村座座元と親戚で、興行を預かることもあった。同じく市村座のおうむ石や長唄正本を手がける山本重五郎は、絵図にも大茶屋の印に続いて「役割えぞうし」という角書きがついており、茶屋株と番付出版権の両方を保持する者の存在は、芝居に付随するあらゆる権利の抵当化を示している。

こうした芝居と縁の深い芸能者の親戚が茶屋を勤めたのに対し、出方のような芝居関係者が小規模の水茶屋へ転身（兼任）した例や株の授受を記した史料は未見な上、金主や地主などの利権に縁遠い棧敷番や留場、割元たちに株を与えて内部に取り込む利点が想像できないため、事例の掲出にとどめおく。

さらに、猿若町にて芝居関係者が務めた茶屋の規模に着目すると、棧敷番の谷吉、割元の市五郎は当初、水茶屋となっているが、猿若町以前より留場の頭を務めていた中島金次郎は大茶屋「中島屋」となり、留場の上の組織である仕切場に詰め嘉永六年には帳元を勤めている。また三節にて紹介した岩附屋鐘右衛門は、弘化四年より嘉永三年まで一丁目東側の裏手に□印の小茶屋として登場するが、嘉永五年には広道に面した角の一等地に大茶屋として入っている。翌年より世話役に加えて茶屋惣代、大札を兼任することから、茶屋の規模と劇場内で担った役割や係りの中の序列との相関関係も考えられるが、こうした事象に言及した史料は未見のため、株の管理とあわせて今後の情報蓄積に期待したい。

次に、茶屋と劇場の協力関係について見てみたい。鈴木氏は不況時に

は木挽町居住者が、茶屋株を抵当に座元の借金返済を援助したり、金主の引受手が無い興行には町内で出資したり、甲子屋にいたっては金主の代理をも勤めるなど、彼らにとつて最大の脅威であった休座を避けるために尽力する様子を明らかにした上で「身内」のような存在と表現しているが、同様の動きは猿若町移転後の中村座にも見ることが出来る。「中村座日記抄」によると、役者の人気に依存する業態である以上移転後も経営は厳しく、嘉永四年には従来の「内金主興行」に替わり、「千住小塚原 源右衛門地借 本榎屋重兵衛」という「引受人」が登場する。従来は帳元を証人として役者の給金を提供（前貸）する「内金主」に頼んできたが、「兎角差支勝」なため向こう五年にわたり「興行其外役者貸金迄引受」るよう重兵衛に依頼している。その後には「貴殿思召不相叶儀御座候ハ、我等方江被申間次第改革可致候」と続き、前貸給金の対処も含めた興行全てを任せ、重兵衛の意に沿うよう取り計らうとして、一二〇〇両を重兵衛より借用することとなった。この借金の条件を座元と大茶屋が連名で記した案が次の史料である。

〔史料乙〕

入置申一札之事

一 当槽興行向之儀、座元勘三郎并我等共一同より五ヶ年之間御引受被下候様御頼申入候処、御承知被成下、依之今般興行向不残貴殿江相任候。若証文為取替及示談候処、我等共一同芝居興行引請申、役者共江給金前借相嵩、当節二至り金子融通方差支、貴殿江頼入本紙証文金千貳百両借用仕候二付、年々役者割振之節返済可致約定ヲ以、役者給金前借証文都合何通并我等一同土間棧敷百銅宛積金貴殿江御預ケ申候処実正也。然ル上は五ヶ年御引請申役者共江給金前貸之儀都て勘三郎名宛に御座候得共、貴殿御立替御出金二付万一相滞り候節は、我等共に御相談二不及、直ニ御取立可被成候。且又役者

身分二付何様之異変有之候共、当人二不抱我等共引請貴殿江聊御損
耗相懸ケ申問敷候。為後日入置一札依而如件。

嘉永四年七月

史料中傍線部には前貸給金証文と、茶屋の持つ土間棧敷ごとに一〇〇文を重兵衛に預けるとあり、芝居興行の資金繰りを茶屋が主体的に行っている。重兵衛が引き受けた「引受人」という職分について、鈴木氏は資金提供のみの従来の金主とは異なり、帳元が一手に担ってきた芝居経営にまで参画する存在であったこと、文政期には「芝居取締方不弁者」という否定的な評価を受けていたことを明らかにしている。同様に「引受」という表現は、文久期の森田座における債務整理について詳述した寺田志麻氏の論文⁽¹⁰⁾にも登場するので参照しておきたい。木挽町時代より不安定な経営状態にあった森田座は、頻繁に控槽の河原崎座に興行権を譲っており、特に猿若町では河原崎座興行期間が長く、三丁目の茶屋は河原崎権之助との結びつきが強かった。その上、劇場の負債を肩代わりしていたという点でも、安政三年に復興した森田座の座元一代目守田勘弥にとつて茶屋は常に脅威であった。そこで三丁目縁故関係のない甌右衛門に「芝居進退人」という肩書きのもと「興行方」の「引受」を依頼しており、金主のなり手が無い時に座元が頼み込んで引受けてもらう文脈となっている。江戸三座の幕末期の興行に関する記録や研究自体が少ないため一般化はできないが、中村座の場合は、内金主より資金提供を受け、劇場関係者が取り仕切る興行から、「直二御取立可被成」とあるように、前貸金の取立なり相応の出演なりを、引受人が直接役者に求められるという、いわば興行一式を引受人に託す形へ転換したことになる。前掲史料より中村座の茶屋と引受人の関係は、森田座の場合よりも良好に見えるが、引受人を要した時点で経営が順調だったとは言いがたい。

この後、劇的に経営状態が改善されることはなかったようで、幾度か「棧敷土間敷物代」という名目で実質的な値上げを図っている。嘉永四年九月二三日には、市村座の太夫元が一丁目の茶屋も含めて棧敷一軒ごとに一六文を課すよう提案しているが、この前年にも同じく敷物代の名目で値上げしていたため、この申請は棄却された。翌年九月にも再び値上げの動きが見られるので引用しておく。

〔史料⁽¹⁰⁾〕

役者共江附廻候貸金高年々相嵩ミ、役者共江は給金前貸ニ而無利足ニ而貸遣シ、他借いたし貸遣候義ニ付、利足相当さし出置年々増減は有之候得共、相増候のみニ而借財相嵩ミ町内難渋仕候に付、右元利済方いたし度、棧敷土間敷物銭是迄之上江銀沓勿相増請取度段、式丁目発言いたし三丁目相談いたし両町同意之趣ニ而此方江相談申聞候(以下略)

史料には、前貸給金のために膨らんだ借金を返済するべく棧敷土間敷物代を銀一匁値上げしたい、と市村座関係者が提案し河原崎座関係者も同意して、中村座に伺いに来たとある。この後一〇月二二日には、改掛に敷物銭値上げを出願するが、一月一五日には「敷物銭沓勿増相願候処其筋二付御伺二相成候へ共、御聞済相成不申候旨被仰渡願書御さし戻し御請書」として棄却されてしまう。しかし、どうしたわけか、翌六年一月二一日には、「棧敷土間敷物銭沓勿増の儀、三ヶ町申合茶屋中江相頼、明日分受取候積取極候事」と記され、敷物銭の値上げを劇場側より茶屋に頼んで二二日から実行するように取り決めたと読める。同書には、太夫元から茶屋宛に「口演」という形で実際に依頼に用いたと思われる文書の雛形も付されており、顛末は不詳ながら、茶屋と劇場が苦肉

の策を講じる様子がうかがえる。

ここまで金銭面に關する史料を取り上げて見てきたが、役者への前貸給金のために経営が悪化し、敷物代という名目で観劇料を値上げする動向は、化政期に共通している。金銭面以外でも「中村座日記」には、寄合の会場や改掛の出張所として茶屋を利用していたり、旅行中の役者を呼び戻すのに茶屋の者が出向いたり、といった記事が散見され、劇場運営の一助を茶屋が担う様子が垣間見られる。

本節では、(一)にて「懷溜諸屑」所収の一枚摺を手がかりに猿若町での生業を紹介し、(二)にて芝居関係者と茶屋がどのように劇場運営に關与していたのかについて、森田座の先行研究を照らしつつ中村座の事例を取上げた。ここでは、依然として役者人気に依存する興行形態が続いており、給金捻出のための資金繰りが常の課題であった。その結果として、資金提供を条件に興行そのものを担う引受人を必要とし、敷物代という名目にて観劇料の実質的な値上げを図る、化政期と似た構図にあったことを具体的に示した。

おわりに

本稿では、まとまった文書が得られにくい茶屋や役者の居宅、芝居関係者に関して、芝居町の絵図を比較検討することで資料的活用をはかった。

第二節にて猿若町に先行する芝居町の絵図として、小本ではあるが文化から天保にかけての芝居細見を紹介した上で、第三節では猿若町絵図および絵図に関する記事を時系列で並べ、それぞれの絵図の特徴と刊行の意味合いを整理した。

第四節では、絵図の資料的活用の試みとして「懷溜諸屑」に貼りこまれた町内の商店や茶屋の一枚摺に情報を付加した。続いて絵図の比較検

討の過程で得られた情報を織り交ぜながら、劇場運営に關わる個別具体的な事例を示し、中村座の例をもって猿若町移転後の劇場経営が、遠からず化政期と似た状況に陥っていたことを述べた。

本来であれば、すべての絵図の変化を集約し表などにて示すべきであったが、絵図の形態が不揃いな上、各戸の分割方法も頻繁に変化するなど、あまりに煩雑で整理が追いつかなかった点、本稿全体を通して瑣末な事例の列挙に終始し、論を深く掘り下げるには至らなかった点、役者の住居図でありながら猿若町集住について考証には至らなかった点、芝居町という観点からすると、明治五年(一八七二)に守田座が猿若町から新富町に移転するまでもに多数絵図は出されたはずだが、そこまで及ばなかった点はひとえに筆者の力不足であり、今後取り組むべき課題である。

一枚摺の芝居町絵図登場の契機となった猿若町移転から三〇年後の明治五年には、新富町にて新たな芝居町形成が始まり、その直後には「守田座移転全図」^(註27)が出された。絵図の上には「道路の模様、劇場



図27 「守田座移転全図」
(早稲田大学演劇博物館蔵 201-6221)

の居所、櫓付茶屋その外人家の地割等を誌して人々に知らしめんと版元の需ついに梨台に散りはめる事とハなりぬ」という詞書と「人新しきを競ふ時なれハ早く世に知らしめん」と町割を絵図にて示す旨の附言があり、新しい芝居町でも絵図が町のプロモーションとなっていたことを記して終わりとした。

本稿をなすにあたって、国文学研究資料館、国立劇場、国立国会図書館、東京大学文学部国文学研究室、東京都江戸東京博物館、東京都立中央図書館、西尾市岩瀬文庫、早稲田大学演劇博物館には、ご所蔵資料の閲覧、写真掲載をご快諾いただき、ご担当者様には大変お世話になりました。記して謝意を表します。

註

- (1) 『市中取締類集 十九 書物錦絵之部二 四頁。(一九九〇、東京大学出版会)
- (2) 資料番号6-38。以下「懷溜諸層」に収められている資料については、「資料番号〇〇」として資料番号を表記する。
- (3) 守屋毅『近世芸能興行史の研究』(一九八五、弘文堂)
- (4) 藤田覚『遠山金四郎の時代』(一九九二、校倉書房)
- (5) 市川寛明「猿若町の成立」『東京都江戸東京博物館 調査報告書 第三〇集 浅草地域のあゆみ―江戸の信仰とにきわい』(二〇一六、東京都江戸東京博物館)
- (6) 吉田伸之「第二節 江戸の社会Ⅱ文化構造」のうち「第十一章 芝居町」『身分的周縁と社会Ⅱ文化構造』(二〇〇三、部落問題研究所)
- (7) 今岡謙太郎「幕末の歌舞伎(江戸)」鳥越文蔵・内山美樹子・渡辺保編『岩波講座 歌舞伎・文楽 歌舞伎の歴史Ⅱ』(一九九七、岩波書店)
- (8) 神田由榮『江戸の浄瑠璃文化』(二〇〇九、山川出版社)
- (9) 岩切友里子「天保二三年の掛り名主の改について」『浮世絵芸術』(二〇〇七、国際浮世絵学会)
- (10) 大久保純一「浮世絵出版論―大量生産・消費される〈美術〉」(二〇一三、吉川弘文館)
- (11) 赤間亮「歌舞伎の出版物(二)」「歌舞伎文化の諸相」(一九九八、岩波書店)
- (12) 立川洋「江戸の劇書―書誌と書肆―」『芸能史研究 47』(一九七四、芸能史研

- (13) 服部幸雄『歌舞伎の構造』(一九七〇、中公新書)
- (14) 神田由榮「芸能と文化」『石波講座 日本歴史第13巻』(二〇一五、岩波書店)
- (15) 正確な書名は『芝居細見三葉草』で、文化期刊行分と同名だが、ここでは混同を避けるため(天保版)と付記する。
- (16) 前掲註11赤間論文
- (17) 閲覧資料の選別は新日本古典籍データベースを参考にした。
- (18) 大阪大学附属図書館忍頂寺文庫蔵。228.36.10
- (19) 東京大学国文学研究室蔵。近世 22.36.2
- (20) 国文学研究資料館蔵。ヤ8.319
- (21) 小池章太郎「増補改訂 考証江戸歌舞伎」八七頁(一九九七、三樹書房)
- (22) 服部幸雄「江戸歌舞伎の観客」『芸能史研究 50』(一九七五、芸能史研究会)
- (23) 東京大学駒場図書館蔵。090.261
- (24) 西尾市岩瀬文庫所蔵。95-120
- (25) 湯浅淑子「仙女香と出版物の改掛」竹内誠編『徳川幕府と巨大都市江戸』(二〇〇三、東京堂出版)
- (26) 『藤岡屋日記 第二巻』二九四頁(一九八八、三一書房)
- (27) 前掲註10大久保論文。三九頁。
- (28) 『天保撰要類集 第百一之上 芝居所替の部』(国立国会図書館デジタル化資料)
- (29) 前掲註9岩切論文。
- (30) 柴田光彦、神田正行編『馬琴書翰集成 第六巻』五〇頁(二〇〇三、八木書店)
- (31) 鈴木俊幸「絵草紙屋 江戸の浮世絵ショップ」(二〇一〇、平凡社)
- (32) 浅野秀剛『浮世絵細見』一九六頁(二〇一七、講談社)
- (33) 差異は見られるがおよそ表記の通り。(国立劇場 三四・五×四六・八cm、都立中央図書館 三四・二×四六・一cm、東大国文学研究室 四七×三四・八cm、早稲田大学演劇博物館(二点所蔵) 三四・六×四七・二cm、三四・六×四六・八cm)
- (34) 西尾市岩瀬文庫、東京大学総合図書館霞亭文庫。
- (35) 『市中取締類集 一 市中取締之部二 五頁(一九六〇、東京大学出版会)
- (36) 両芝居茶屋。中村座と市村座の両座について茶屋のこと。
- (37) 他にも蔵書家として知られる小寺玉晃は、「呼子鳥」を弘化四年に借りた写本「呼子どり唱歌三町」と、元絵より擬った作りの袖珍本「呼子どり若三町の秘事」を自作している。ともに西尾市岩瀬文庫蔵。
- (38) 国立劇場蔵。
- (39) 『東都劇場沿革誌料 下』三七九頁。(一九八四、国立劇場芸能調査室)
- (40) 前掲註39。三八二頁。
- (41) 狂言作者二世中村重助の著作。『日本庶民文化史料集成 第六巻』二八三頁

- (197三、三二書房)
- (42) 狂言作者三升屋二三次の著作。前掲註41所収。六一三頁。
- (43) 『日本庶民文化史料集成 第十二巻』(一九七七、三二書房)
- (44) 早稲田大学演劇博物館蔵。猿若町移転以降では、弘化二年、嘉永五、六年、安政五、六年、万延元年、文久元、二、三、四年分が伝わっている。不十分な点もあるが、必要により参照していく。
- (45) 『俳優細見記』(国立国会図書館蔵)による。
- (46) 『三芝居役者細見』(国文学研究資料館蔵)による。
- (47) 『市中取締類集 芝居所替之部 二ノ二』(国立国会図書館デジタル化資料)
- (48) 前掲註4。九七頁、前掲註5。七七頁など。
- (49) 『中村座日記』安政六年六月二八日条(早稲田大学演劇博物館蔵)
- (50) 前掲註6吉田論文。
- (51) 『市中取締類集 芝居所替之部 下』(国立国会図書館デジタル化資料)
- (52) 『天保撰要類集 第百三下 芝居之部 五』(国立国会図書館デジタル化資料)
- (53) 国立国会図書館デジタル化資料。
- (54) 東京都江戸東京博物館蔵。92200191
- (55) 東京都立中央図書館特別文庫室蔵。加403 (42)
- (56) 『嘉永撰要類集 第五十四ノ中 書物板行之部』(国立国会図書館デジタル化資料)
- (57) 前掲註1。一九九頁。
- (58) 早稲田大学演劇博物館蔵。201-0514
- (59) 東京大学総合図書館霞亭文庫蔵。
- (60) 東京都江戸東京博物館蔵。87200632
- (61) 資料番号 3-47' 3-98' 3-99' 3-147' 3-166' 8-42' 8-86' 22-5
- (62) 資料番号 3-47
- (63) 資料番号 8-42
- (64) 資料番号 3-99
- (65) 興津要「二世春水(染崎延房)研究」『國文學研究15』(一九五七、早稲田大学国文学会)
- (66) 資料番号 3-98
- (67) 資料番号 3-147
- (68) 東京都立中央図書館特別文庫蔵。575-C8
- (69) 国立国会図書館デジタル化資料。
- (70) 西尾市岩瀬文庫蔵。103-118
- (71) 資料番号 4-239
- (72) 前掲註41。六六二頁。
- (73) 資料番号 2-170
- (74) 資料番号 4-620
- (75) 資料番号 7-8
- (76) 資料番号 13-105
- (77) 資料番号 20-10
- (78) 資料番号 5-351
- (79) 『大日本近世史料 市中取締類集 一』一六七頁(一九九六、東大出版会)
- (80) 前掲註28。二三四頁。
- (81) 『大日本近世史料 市中取締類集 二十二』一〇七頁(一九九六、東大出版会)
- (82) 『芝町方書上 五』(国立国会図書館デジタル化資料)
- (83) 前掲註6。三六六頁。
- (84) 前掲註43。六九六頁。
- (85) 前掲註43。六六八頁。
- (86) 前掲註41。六二四頁。
- (87) 前掲註5市川論文。
- (88) 地図の表記だけでは転身か兼任かの判断ができないため併記する。
- (89) のちにこの議定書が発覚し、茶屋は五貫文の過料、勘三郎は過料に加え手鎖に処された。前掲註43。六六五頁。
- (90) 児玉洋一「熊野三山経済史」三四五頁(一九四一、有斐閣)
- (91) 劇場では端の役者たちへ炊き出しをしていたが、株の詳細は不明とされる。
- (92) 鈴木陽子「座元九代目森田勘弥と帳元甲子屋藤七」『聖心女子大学大学院論集19』(一九九七、聖心女子大学)
- (93) 『中村座日記 弘化二年』二月二六日条(早稲田大学演劇博物館蔵)
- (94) 郡司正勝校訂『手前味噌』三三四頁(一九六七、青蛙房)
- (95) 三升屋二三次の著書『芝居秘伝集』前掲註43所収。七一〇頁。
- (96) 前掲註43。六四八頁。
- (97) 前掲註94。二五頁。
- (98) 近代の劇作家伊原敏郎による「中村座日記」の抄録。前掲註43所収。
- (99) 『中村座日記抄』嘉永四年八月二二日条 前掲註43所収。七〇四頁。
- (100) 寺田志麻「安政から文久年間の森田(守田)座―十一代目・十二代目守田勘弥と中村甕左衛門―」『演劇研究センター紀要Ⅹ 早稲田大学21世紀COEプログラム』(二〇〇七、早稲田大学演劇博物館)
- (101) 『中村座日記』嘉永五年九月五日条(早稲田大学演劇博物館蔵)
- (102) 早稲田大学演劇博物館蔵。201-6221
- (たばこと塩の博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇一九年八月五日受付、二〇二〇年一月二七日審査終了)

Changes in Illustrations of *Shibaimachi* in the Latter Part of the Early Modern Period and Their Utility as Historical Documents

NISHIDA Ami

This paper compares illustrations of *shibaimachi* (the Edo theater district) in order to make use of illustrations as historical documents and thereby gather information about teahouses, actors' homes, and people in the theater industry that cannot readily be obtained from printed materials.

Hitoyobukotori Wakasanchō was published in the third year of the Kōka era (1846), and since part of the Tenpō Reforms regulating theater involved relocating *shibaimachi* to Saruwaka-cho, printing these images as *nishiki-e*— which were subject to the same strict regulations as the theater— was very well-received and led to the production of further works thereafter, though intermittently. The second section of this paper introduces a series of theater-related documents published from the Bunka to Tenpō periods as small book-form illustrations of *shibaimachi* before it moved to Saruwaka-cho, and identifies features that would be emulated in Saruwaka-cho illustrations.

The third section chronologically charts the relocation to Saruwaka-cho along with articles about the illustrations, looking for key features of illustrations from the Tenpō to Bunkyū periods as well as changes in the significance of the publication of illustrations.

The fourth section applies the results of this analysis, first assigning additional information to the *ichimaizuri* (single page prints) of tea houses and shops in the district as seen in *Futokoroni-tamaru-Morokuzu* (“A Scrapbook of Odds and Ends”) with the purpose of providing a concrete image of what it was like to work there. Then, weaving together information obtained in the process of comparing the illustrations, the example of Nakamura-ze is used to show how theater teahouses, theater owners, ushers, and other unique participants in the theater industry besides the performers themselves were involved in running the theater.

Specific examples from the cases covered so far are used to give a sense of what theater management was like after the relocation, though still in the same conditions as in the Bunka-Bunsei period.

This paper's contribution is to establish a genre of printed materials made up of the illustrations used as reference documents in much of the preceding research on the move to Saruwaka-cho and its influencing factors, locating the illustrations in the chronological order in which they were produced, albeit intermittently. Additionally, by comparing this information with other materials such as written documents and *ichimaizuri*, this paper reveals the various people involved in *shibaimachi* and the duties they carried out.

Key words : *shibaimachi*, illustrations, publications
